

平成23年12月7日（水曜日）

○出席議員（14名）

1番	山本孝司	議員	8番	古玉栄治	議員
2番	笹川広美	議員	9番	上見健一	議員
3番	南昭榮	議員	10番	若狭明彦	議員
4番	諏訪良一	議員	11番	岩井礼二	議員
5番	宮下為幸	議員	12番	坂井幸雄	議員
6番	亀野富二夫	議員	13番	田中治夫	議員
7番	甲部昭夫	議員	14番	作間七郎	議員

○説明のため出席した者

町長	杉本栄蔵	税務課長	吉田外喜夫
副町長	小山茂則	土木建設課長	高橋孝雄
教育長	池島憲雄	上下水道課長	大森一義
参事兼総務課長	永源勝	保健環境課長	西浦順
参事兼農林課長	大村義一	会計課長	八尾登喜夫
参事兼住民福祉課長	谷敏則	教育文化課長	堀内浩一
企画課長	広瀬康雄	生涯学習課長	平岡保
情報推進課長	澤伸一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 橋本教示

書記 土屋哲雄

// 島元奈緒美

○議事日程(第1号)

平成23年12月7日 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の一括上程

・議案第68号～議案第74号

・請願第8号～請願第14号

提案理由説明

日程第4 議案質疑

・議案第68号～議案第74号

日程第5 常任委員会付託

・議案第68号～議案第74号

・請願第8号～請願第14号

日程第6 休会決定の件

午前 10 時 00 分 開会

◎開会・開議

○議長（坂井幸雄議員） おはようございます。

ただ今の出席議員数は、14 名です。定足数に達しております。

ただ今から、平成 23 年第 8 回中能登町議会定例会を開会いたします。

諸般の報告をいたします。

去る、9 月定例会で可決されました原子力発電所における「国の防災指針」の見直しを求める意見書、電力多消費型経済からの転換を求める意見書、以上 2 件は、内閣総理大臣をはじめ関係方面に提出しておきましたので、ご了承をお願いいたします。

加えて、地方自治法第 121 条の規定による、本会議に出席する者を、別紙の説明員、職、氏名を一覧表として、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（坂井幸雄議員） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、10 番 若狭明彦議員、11 番 岩井礼二議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（坂井幸雄議員） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 16 日までの 10 日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ご異議なしと認め

ます。

よって、会期は本日から 12 月 16 日までの 10 日間とすることに決定しました。

◎議案の一括上程

○議長（坂井幸雄議員） 議案の一括上程

議案第 68 号 中能登町生活安全条例の一部を改正する条例について

議案第 69 号 平成 23 年度中能登町一般会計補正予算

議案第 70 号 平成 23 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第 71 号 平成 23 年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第 72 号 平成 23 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第 73 号 石川県市町村職員退職手当組合規約の変更について

議案第 74 号 石川県町村議会議員公務災害補償組合規約の変更について

請願第 8 号 円高・デフレを克服する経済対策を求める請願

請願第 9 号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める請願

請願第 10 号 災害時などにおける妊婦と胎児に対する支援の充実を求める請願

請願第 11 号 円高から中小企業を守る対策を求める意見書提出の請願書

請願第 12 号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書提出の請願書

請願第 13 号 国民生活の安全と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書提出の請願書

請願第 14 号 視覚障害者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書提出の請願書

以上、議案 7 件、請願第 12 号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書提出の請願書です。

以上、議案 7 件及び請願 7 件を一括して議

題といたします。

◎提案理由の説明

○議長（坂井幸雄議員） 町長から、議案についての提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 おはようございます。

本日ここに、平成23年第8回中能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私共に何かとご多用の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

師走を迎え、今年も余すところ、1カ月を切りました。

この1年を振り返ってみますと、3月11日に発生した東日本大震災は、地震、津波、原子力発電施設の事故による複合的なものとなり、震災の影響が広く全国に及びました。

その後、台風12号及び15号等による局地的な集中豪雨により、日本列島各地に大きな被害をもたらしました。

本町では、被災地である宮城県仙台市、南三陸町、福島県南相馬市へ救援物資を送り、また、宮城県石巻市、名取市、女川町及び岩手県陸前高田市へ健康管理業務や罹災証明審査業務支援等のために職員を11名派遣をいたしました。

また、町民の皆様からお預かりをいたしました義援金は、11月末現在で、総額1,889万848円となっており、日本赤十字社を通じて送金しております。

これから、厳しい冬を迎える被災地が少しでも早く復興することを心から願うものがあります。

それでは、最近の町政の状況をご説明を申し上げます。

去る9月22日には、沢山のご来賓にご参列をいただき、中能登中学校の起工式を無事挙行することができました。平成25年4月の開校に向け、いよいよ杭打工事が始まりま

した。町民が誇れる町のシンボルとなる中学校は、今後少しずつ形を現わすこととなります。

また、平成26年春にオープンを目指している「なかのと道の駅」整備事業は、10月に用地の買い上げが完了し、今年度、造成工事に着手をいたします。大規模商業施設区域の一角において整備される道の駅は、にぎわいと活力を創出する施設として誕生をします。建物には能登上布をイメージした仕様が施され、織姫の里として周辺の複合施設との相乗効果により、一層の賑わいを醸し出すことを願っております。

さて、今年も例年のおおりの、冬の備えのため、この12月1日に除雪対策本部を設置いたしました。気象庁の季節予報や一部報道では、この冬は厳しい寒さと平年以上の積雪が予想されております。

除雪体制については万全を期し、町民生活の安全と安心の確保に努めていく所存であります。

ところで、政府の復興対策本部において、東日本大震災からの復興基本方針が決定をされました。

また、東日本大震災の本格復興を盛り込んだ、平成23年度第3次補正予算が11月21日に成立をいたしました。「日本経済の再生なくして、被災地域の真の復興はない」との認識の下、最近の過度な円高の影響による産業の空洞化等への対応にも配慮された補正予算であります。

本町では、「なかのと道の駅」整備事業の造成工事及び外構工事が第3次補正予算に計上をされました。

国の平成23年度一般会計予算における歳入では、税収でまかなわれているのは4割程度に過ぎず、5割弱は将来世代の負担となる借入金に依存をしています。

地方においても、「三位一体改革」以降、財源不足はより深刻になっているのが実情で

あり、本町における財政事情も例外ではありません。

平成 22 年度決算における本町の財政状況を見ますと、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率等の財政指標が前年比で改善をされました。

しかし、この要因は、下水道事業特別会計の資本費平準化債の発行が大きな比率を占め、資本費負担の一部を将来世代に繰り延べたことによるものであります。

今後とも、財政の健全化に向けて取組んでいくとともに、町の財政状況を町民の皆様にご公表してまいります。

平成 24 年度の当初予算につきましては、現在、各課からの要求書を取りまとめているところであります。予算編成にあたっては、徹底した予算の効率化を図っていくとともに、税込確保と受益者負担の適正化等に努めながら、「ふるさと ふれあい 心育む 中能登町」を基本理念に、町民に信頼される行政執行と財政運営の確立に取り組んでまいり所存であります。

それでは、提案いたしました議案の概要について説明をいたします。

最初に、議案第 68 号 中能登町生活安全条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、犯罪被害者等に関する必要な支援を行うために明文化をするものであります。

次に、議案第 69 号から議案第 72 号までの平成 23 年度補正予算に関する議案についてであります。

議案第 69 号 平成 23 年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 3,674 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 136 億 969 万 6,000 円とするものであります。

第 2 表地方債では、各事業費の地方債限度

額を総額で 35 億 8,077 万 9,000 円とするものであります。

補正予算の歳入の主なものでは、分担金で県営土地改良事業費分担金 1,134 万 8,000 円、国庫補助金で社会資本整備総合交付金 1 億 1,550 万円、道整備交付金で 5,000 万円、町債で一般町道整備事業債 1 億 3,620 万円をそれぞれ増額計上いたしました。寄附金では、ふるさと応援寄附金として 7 名の方々より 186 万円をご寄附をいただいたもので、ここに改めて厚くお礼を申し上げます。

また、収支の均衡を図るため、財政調整基金繰入金について 5,052 万 4,000 円を減額するものであります。

次に、歳出の主なものでは、総務費でふるさと応援基金積立金 186 万円を増額し、農林水産業費で県営事業負担金 3,331 万 6,000 円を増額、商工費で誘致企業補助金 2,460 万円を増額、土木費で町道 T-72 号線工事費として 5,500 万円、「なかのと道の駅」整備事業にかかる造成及び外構工事費として 1 億 5,000 万円をそれぞれ増額計上をいたしました。

次に、議案第 70 号 平成 23 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、予算総額には変更なく、各項目において組み替えを行ったものであります。

歳出の主なものでは、高額療養費の負担金で退職被保険者等高額療養費を 600 万円を増額し、後期高齢者支援金等の負担金で 850 万 5,000 円を減額するものであります。

次に、議案第 71 号 平成 23 年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,701 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 4,622 万 6,000 円とするものであります。

第 2 表地方債では、事業費の地方債限度額を総額で 4 億 4,590 万円とするものであります。

歳入の主なものでは、国庫支出金で社会資本整備総合交付金 1,800 万円、町債で特定環境保全公共下水道債 1,800 万円をそれぞれ増額するものであります。

次に、歳出の主なものでは、下水道事業費で鹿島中学処理区枝線管渠布設工事費として、3,600 万円を増額するものであります。

次に、議案第 72 号 平成 23 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 26 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,451 万 1,000 円とするものであります。

歳入の主なものでは、過年度利用料 19 万 7,000 円、有料広告料 16 万円をそれぞれ増額するものであります。

次に、歳出の主なものでは、管理費で委託料を 25 万 3,000 円減額するものであります。

次に、議案第 73 号 石川県市町村職員退職手当組合理約の変更についてであります。

今回の規約の変更は、野々市町の市制施行に伴い、石川県市町村職員退職手当組合の加入団体の名称を一部改正するものであります。

最後に、議案第 74 号 石川県町村議会議員の公務災害補償組合理約変更についてであります。

この規約の変更につきましても、野々市町の市制施行に伴う所要の改正等を行うものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

すいません。11 ページの鹿島中部処理区を中学と言ったそうでありますので、改めて、鹿島中部処理区枝線管渠布設工事費ということで訂正をさせていただきます。ありが

とうございました。

○議長（坂井幸雄議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案質疑、準備のため、10 時 30 分まで休憩をいたします。

午前 10 時 17 分 休憩

午前 10 時 28 分 再開

◎議案質疑

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 4 議案の質疑

これより、議案第 68 号から議案第 74 号までについて、議案の質疑を行います。

質疑については、同一の質疑は 3 回までとなっておりまして、よろしく願いいたします。

執行部については、簡潔明瞭で的確な答弁を求めておきます。

それでは、これより質疑を行います。

議案第 68 号 中能登町生活安全条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

議案書は、3 ページとなります。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第 69 号 平成 23 年度中能登町一般会計補正予算の歳入について、質疑を行います。

議案書は、13 ページから 15 ページとなっております。

質疑の方、ございませんか。

5 番 宮下議員

〔5 番（宮下為幸議員）登壇〕

○5 番（宮下為幸議員） それでは、14 ページの民生費補助金、社会福祉補助金の中で、傾聴ボランティア要請派遣事業補助金 40 万

円になっておりますが、詳細な説明をお願いしたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 谷参事兼住民福祉課長

〔谷 敏則参事兼住民福祉課長登壇〕

○谷 敏則参事兼住民福祉課長 宮下議員の質疑についてお答えをいたします。

傾聴ボランティア養成派遣事業費補助金40万円についてであります。これにつきましては、県の補助金10分の10、事業費について10分の10の金額、40万円であります。

これは、あとで歳入の方で事業費40万円を補助金として充当の需用費がありますので、そちらの方で説明をさせていただければいいのかなと思っております。今のご質問でありますので、ページ、それで進んでよろしいでしょうか。歳出に関連します。どういたしましょうか。もし、今この件につきましては、歳出の方で、ページが17ページの方で、老人福祉費老人福祉事業費の中で40万円が項目として上がっております。その時にご説明をさせていただければなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○5番（宮下為幸議員） はい、分かりました。

○議長（坂井幸雄議員） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

では続いて、歳出に進みます。

まず、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費についての質疑を行います。

議案書は、16ページから18ページとなります。

質疑の方、ございませんか。

宮下議員

○5番（宮下為幸議員） それでは、歳出の老人福祉費の老人福祉事業40万円の説明を、消耗品から詳しく説明してください。

○議長（坂井幸雄議員） 谷参事兼住民福祉課長

○谷 敏則参事兼住民福祉課長 それでは、宮下議員の質疑についてお答えをいたします。

老人福祉費老人福祉事務事業40万円についてであります。

この事業は、傾聴ボランティア養成派遣事業といい、石川県として今年度より始めた新規事業であります。県内の4市町、中能登町、輪島市、能美市、それに津幡町がモデル地区として選定されたものであります。事業費は県補助10分の10となっております。

ここで、傾聴ボランティアとは何かについてご説明をさせていただきますが、不安を抱える独り暮らしの高齢者等と向き合い、会話する中で安心感を与えることのできる専門的な技能を持つ人材のことを指し、該当の高齢者宅に出向き、地域での孤立化を未然に防止することを目的として事業を行っていく、そういった方のことを言います。

なお、この事業を遂行するための人材確保にかかる傾聴ボランティア養成のための研修会は、石川県主催のもと、本年8月中旬に傾聴の意味と意義、それから信頼関係のつくり方、対話の訓練等、専門的講習がラピア鹿島を会場として、また、実際の現場体験としての町内高齢者施設において実施実習を終え、現在26の方が傾聴ボランティアとして、中能登町社会福祉協議会に登録をいただいております。該当、訪問該当につきましては、民生委員の方や町包括支援センターの方の情報をもとに、現在15世帯を派遣先として10月から概ね月1回を予定いたしておりますけれども、既に実施をいたしておるところであります。

そこで、傾聴ボランティアの方々には、訪問先での安心感を与えるなどの意味を含めて、今回、消耗品31万円で、訪問用のスタッフジャンパー、バッグ、それに緊急ブザーの

購入費を、それから印刷製本費7万円につきましては、封筒等の印刷費を、それから通信運搬費では、郵送料として本事業費補助金を活用して、必要額を計上させていただいたものであります。

町としても、こういう該当の方についての介護予防の一環として事業を行っておるところであります。以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下議員

○5番（宮下為幸議員） 12世帯、対象者は何人おいでるのですか。

○議長（坂井幸雄議員） 谷参事兼住民福祉課長

○谷 敏則参事兼住民福祉課長 対象者は、今お話をさせていただきましたように、15世帯でありますけれども、該当人数とすれば26人の方に、単身で高齢の方、それから高齢者お二人で、ご夫婦でお住まいの方、そういった方がおいでます。失礼しました。15のうちの高齢者の夫婦の方が1世帯です。あとは単身の方ですから、16名になります。

なお、今、26名と申し上げましたけれども、これは傾聴ボランティアに登録をされた方、26名です。以上です。よろしくお願いたします。

○5番（宮下為幸議員） これ、引き続いてもう1つだけ言うてもいいですかね、続けて。

この企画費の、16ページの企画費の広報安全対策交付金事業、備品購入で28万7,000円となっておりますが、これの説明をお願いしたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 広瀬企画課長

〔広瀬康雄企画課長登壇〕

○広瀬康雄企画課長 宮下議員の質疑にお答えいたします。

企画費の中の広報安全対策交付金事業の中で、今回、18節備品購入費28万7,000円を増額いたしました。

これにつきましては、学校や各種団体が実

施する原子力や放射線に対する授業や研修会などに使っていただくという目的で、放射線の測定器を3台、購入する予定であります。それを貸し出しをして、使っていただいて、正しい認識を持っていただくということで、今回、備品として3台の放射線測定器、これはガンマ線の測定をするものでありまして、1台9万1,000円相当の分を3台分ということで、今回購入させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下議員

今の3団体、学校、団体と言われましたが、学校はどこどこの学校であり、団体はどこですか。

○議長（坂井幸雄議員） 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 学校等に備え付けるのではなくて、企画課に備え付けをして、そういう授業とか研修会等でやりたいというときに貸し出しをしたいということで、企画の方で3台備え付けをしたいということであります。

○5番（宮下為幸議員） はい、分かりました。終わります。

○議長（坂井幸雄議員） ほかに、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費についての質疑を行います。

議案書は、18ページから21ページとなります。

質疑の方、ございませんか。

8番 古玉議員

〔8番（古玉栄治議員）登壇〕

○8番（古玉栄治議員） それでは、19ページ、林業総務費について質問いたします。

加工原料費66万円とあるのですけれども、何をどのように加工されるのか。お願いたします。

○議長（坂井幸雄議員） 大村参事兼農林課長

〔大村義一参事兼農林課長登壇〕

○大村義一参事兼農林課長 古玉議員の質疑にお答えをさせていただきます。

この工事原材料 66 万円の補正でありますけれども、これにつきましては、町のシンボルであります桜の苗木を購入するための費用でありまして、町といたしまして、20 本の雨情枝垂を購入する費用、20 本の雨情枝垂の苗木を購入するものであります。桜の苗木雨情枝垂という品種のものを 20 本購入するための費用であります。

○議長（坂井幸雄議員） 古玉議員

○8 番（古玉栄治議員） 今ほど、桜の苗木と言われたんですけども、加工用原料費ということで、苗木を何かに加工するという意味なのか、その苗木がどのように加工されていくのか、説明願います。

○議長（坂井幸雄議員） 大村参事兼農林課長

○大村義一参事兼農林課長 再質疑にお答えをさせていただきます。

この予算での原材料費で 66 万円の計上をさせていただきましたけれども、これにつきましては、財政と協議した結果、ここで原材料費でしていただきたいということであります。別に加工するものではございません。

○議長（坂井幸雄議員） 古玉議員

○8 番（古玉栄治議員） 今ほど、加工ではないと言われるんですけども、ここにしっかりと加工用原料費と私は読めるんですけども、やっぱり加工ということになれば、あるものを何かに加工するというのが加工であって、ものを植えるだけならば植樹とか、何かそういう形で表現された方がいいのではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（坂井幸雄議員） 大村参事兼農林課長

○大村義一参事兼農林課長 会計システム

上、こういう形になりますけれども、あくまでも苗木の購入分であります。よろしくお願いたします。

○8 番（古玉栄治議員） 3 回も言われるか。ほんで 3 回で終わりですか。

議長、質問じゃないですから。質疑でなければ。

○議長（坂井幸雄議員） 暫時休憩します。

午前 10 時 46 分 休憩

午前 10 時 48 分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 永源参事兼総務課長

〔永源 勝参事兼総務課長登壇〕

○永源 勝参事兼総務課長 町の財務システム上、例えば需用費の中に食糧費、消耗品費、それから燃料費等々、そういう項目あります。それから、原材料費では、16 節にはそういう材料費という、そういう財務会計上のシステムになっております。16 の 1 が工事材料費ということになっております。今、16 の 2 で、今ここに書いてあるように、今、桜の苗木を購入を今するんですが、材材費として 16 の 2 と打ちますと、加工用材料費という、そういう項目で打ち上がってくると、これは財務システム上、そういう項目に上がってくるといふことであります。以上であります。

○8 番（古玉栄治議員） それ以上聞かれんね。はい、分かりました。これで質疑を終わります。

○議長（坂井幸雄議員） その他、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようでありますので、次にいきます。

第 9 款消防費、第 10 款教育費、第 12 款公債費についての質疑を行います。

議案書は、21 ページから 24 ページとなります。

質疑の方、ございませんか。

10 番 若狭議員

〔10 番（若狭明彦議員）登壇〕

○10 番（若狭明彦議員） 私は、21 ページ、消防費、消防総務費の交付金、地区自主防災訓練活動費 13 万 5,000 円うってあるわけなんですけど、これについての中身をお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（坂井幸雄議員） 永源参事兼総務課長

○永源 勝参事兼総務課長 若狭議員の質疑にお答えをいたします。

ここの交付金、地区自主防災訓練活動費という項目でありますけど、各区の方におきまして、初期消火活動、避難活動、炊き出し訓練等を行った場合に、町の方へ区から補助金を流しております。22 年度は 14 地区で訓練をしていただきましたが、今年度は 3 月に東日本大震災もあった関係上だと思っております、現在のところ 17 地区で訓練をしていただいております。

また、訓練内容も昨年からみれば炊き出し訓練、救急運搬訓練等も増えておりますので、当初予算が足らなくなった関係で 13 万 5,000 円の増額補正をお願いしているものでございます。よろしくお願ひをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 若狭議員

○10 番（若狭明彦議員） 今、永源課長の説明があったわけなんですけど、そのほかの地区にその中身について、行政からこういうふうな中身についてもやってほしいよとか、そういう要請があるのか、ないのかということ。やはり、子供たちの地区だけではなしにして、やっぱり全町的な安全な訓練も必要じゃないかと思うておりますけど、その点についても説明をお願いしたいと思っております。

○議長（坂井幸雄議員） 永源参事兼総務課長

○永源 勝参事兼総務課長 毎年 2 月の区長会の総会のときに、区長さん方に説明をして

おりますけど、この交付金の今対象の訓練でありますけど、初期消火、炊き出し、避難訓練、救命搬送等の訓練があります。そういう訓練をしていただいた時に補助金を出すということで、そのメニューの中から各区の方で自主的に選んでいただいて訓練をしていただいていると、そういうことでございます。

なお、訓練の時には、中能登消防署の方へも署員も一緒に行って、そういう指導等を行っております。

○議長（坂井幸雄議員） 若狭議員

○10 番（若狭明彦議員） 今、地区ごとという説明なんですけど、全町的な、町民に対しての訓練、今までは多分年に 1 回くらいは、町民というか、各区のその地域の対象に、どこそこの地区で全町的にやりますよという程度で、本当にその地区の弱者、そういう方の参加がなかなかいただけないということもあろうかと思うんですけど、そういう人の避難の訓練とか、また学校の訓練とか、そういうことが今までもあったのか、これからするのかということも考えていかないかんがじゃないかと思っておりますので、その点はどうか。

○議長（坂井幸雄議員） 永源参事兼総務課長

○永源 勝参事兼総務課長 町全体の訓練でありますけど、昨年 9 月 5 日には県の消防の、県の防災訓練を当町で行いました。その際は全町あげての訓練ということで取組みも行いました。一応、2 年に 1 度の町の全体の訓練を想定しておりますので、今年度は町のあげての訓練は行っていませんけど、来年度は行う予定であります。

○10 番（若狭明彦議員） はい、終わります。

○議長（坂井幸雄議員） そのほか、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第70号 平成23年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算についての質疑を行います。

議案書は、28ページから30ページとなります。

質疑の方、ございませんか。

○議長（坂井幸雄議員） 作間議員

〔14番（作間七郎議員）登壇〕

○14番（作間七郎議員） 先般の全員協議会において、今定例会に提出する議案についての説明を受けました。

また、先ほど、町長の提案理由の説明にもありましたが、一般被保険者高額療養費、負担金の300万円、それから退職被保険者等高額療養費の負担金600万円、それから後期高齢者支援金の負担金減額の850万5,000円、介護納付金の負担金減額の177万6,000円。課長は全員協議会のときにおいて、数字の増減の提示だけを説明をしております。その内容の詳細については説明を受けておりませんので、このことについて詳細に説明を求めます。

○議長（坂井幸雄議員） 西浦保健環境課長

〔西浦 順保健環境課長登壇〕

○西浦 順保健環境課長 それではお答えさせていただきます。

後期高齢者支援金850万5,000円の減額、これ後期高齢者支援金と申しますのは、後期高齢者医療制度の財源は、本人の医療自己負担額のほか、公費健康保険組合等支援金被保険者の保険料で賄われておるものでございます。

そのうち、公費5割、被保険者の保険料1割、約4割を健康保険等、国保等が後期高齢者支援金としてあるものでございます。それについての850万5,000円の内訳でございますが、単価の変更によるものでございまして、4万6,968円が4万6,888円の80円の減に基づくものでございます。

次の、一般被保険者高額医療費300万円

の増額、これにつきましては、高額療養費、これは被保険者が同一月内に同一保険医療機関等において医療費の給付等を受けた場合、当該給付にかかる一部負担の額、一定の金額、これは一般的な人で申しますと、7万2,300円とその段階等がありまして若干違いますが、そういうものにつきまして超過した場合、ある一定の金額を超過した場合において、その超えた額を保険給付する制度でございます。

そしてこれは、11月までの、今までの累積を7で割って将来の見込みを掛けて、そして増額させていただいたものでございます。

前期高齢者納付金16万8,000円、これは、各保険、国保組合の加入者の加入率とか、そういうものによって違うものでございまして、各保険者の前期高齢者の加入率と全保険者の前期高齢者の平均加入率を比較して行われ、前期高齢者の加入率の保険、低い保険者と、要は加入率によってその率が決まるものでございまして、この単価につきましては、96円が100円に、4円上がったことによって、その加入率といろんなものでその人口国保の加入している人数を掛けて計算されたものでございます。

介護納付金につきましては、全国平均の第2号被保険者にあたり、保険料と自ら加入する2号被保険者の見込額に計算した当該年度の概算納付金に前々年度の精算額をもとに、2号被保険者に保険料を賦課しているものでございまして、これも単価によって5万4,200円が5万4,199円、1円の減でございますが、その金額が変わったことによるものの補正でございます。

このあと最後に、高額介護合算療養費、この高額介護療養費、これは一般と退職とわかれているだけで中身としては、先ほど申しました一定の基準額を超えた額において補正をしているもので、今まで、11月までの支出した金額を7で割って、12で将来を見込み

を推計してこういう金額になったものでございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 作間議員

○14番（作間七郎議員） 私ものみ込みが悪いもので、今聞いたのは分かりにくいので、課長に、今この私が聞いたことに対しての計算の根拠をね、そういうものをあとからペーパーで提出してもらえるように、一つ議長、その辺を図っていただいて、私だけでなしに、みんな分からないと思うんですよ。今、課長もそこにおいて計算しながら我々に説明しているくらいですから、そのことを求めて私はこの質問を終わります。

○議長（坂井幸雄議員） 西浦保健課長、趣旨をお願いいたします。あとから配付をお願いいたします。

その他、ございませんか。やってください。どうぞ。じゃあ、よろしく申し上げます。

その他、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第71号 平成23年度中能登町下水道事業特別会計補正予算について、質疑を行います。

議案書は、35ページから36ページとなります。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第72号 平成23年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算についての質疑を行います。

議案書は、41ページから42ページとなります。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

す。

次に、議案第73号 石川縣市町村職員退職手当組合理約の変更についての質疑を行います。

議案書は、45ページとなります。

質疑の方は、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第74号 石川県町村議会議員公務災害補償組合理約の変更についての質疑を行います。

議案書は、49ページから51ページとなります。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託表を配付をしますので、暫時休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時07分 再開

◎議案等の委員会付託

○議長（坂井幸雄議員） 再開いたします。

日程第5 常任委員会付託

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第68号から議案第74号までの議案7件並びに請願8件から、請願第8号から請願第14号までの請願7件につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしております議案及び請願等を付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めま

す。

よって、議案及び請願等付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の決定

○議長（坂井幸雄議員） 日程第6 休会の決定についての議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査等のため、12月8日から13日までの6日間を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、12月8日から13日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（坂井幸雄議員） 以上で、本日の日程が終了いたしました。

これをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前11時09分 散会

平成23年12月14日（水曜日）

○出席議員（14名）

1番	山本孝司	議員	8番	古玉栄治	議員
2番	笹川広美	議員	9番	上見健一	議員
3番	南昭榮	議員	10番	若狭明彦	議員
4番	諏訪良一	議員	11番	岩井礼二	議員
5番	宮下為幸	議員	12番	坂井幸雄	議員
6番	亀野富二夫	議員	13番	田中治夫	議員
7番	甲部昭夫	議員	14番	作間七郎	議員

○説明のため出席した者

町長	杉本栄蔵	税務課長	吉田外喜夫
副町長	小山茂則	土木建設課長	高橋孝雄
教育長	池島憲雄	上下水道課長	大森一義
参事兼総務課長	永源勝	保健環境課長	西浦順
参事兼農林課長	大村義一	会計課長	八尾登喜夫
参事兼住民福祉課長	谷敏則	教育文化課長	堀内浩一
企画課長	広瀬康雄	生涯学習課長	平岡保
情報推進課長	澤伸一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 橋本 教示

書記 土屋 哲雄

// 島元 奈緒美

○議事日程(第2号)

平成23年12月14日 午前10時開議

日程第1 一般質問

午前 10 時 00 分 開議

◎開 議

○議長（坂井幸雄議員） おはようございます。

ただ今の出席議員数は、14 名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（坂井幸雄議員） 日程第 1 一般質問

これより、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。

一般質問については、各議員の持ち時間は 1 時間ありますので、守っていただくようお願いいたします。

執行部におかれましては、的確な答弁をお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

最初に、4 番 諏訪良一議員

〔4 番（諏訪良一議員）登壇〕

○4 番（諏訪良一議員） おはようございます。

2 件について質問をいたしたいと思えます。

最初に、入札制度の改革についてです。

最近、インターネットで県内の 19 市町のホームページを閲覧しますと、市や町及び応募者共に入札義務の効率化を図り、加えて談合防止につなげることができるとのメリットから、電子入札制度の取組み状況をうかがうことができます。

金沢市をはじめ、5 市町では、既に実施されており、津幡町ほか 2 市町においても導入が予定されております。

また、七尾市においても、平成 24 年 1 月から施行されるとのこととです。

いずれの入札制度においても、それぞれに一長一短は当然あるものと推察しますが、現在実施している当町の手法に比べて電子入札制度にメリットが多いようであれば改革の方向へ検討すべきではないかと考えます。

入札制度の改革について、電子入札への移行について町長の見解を伺います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 おはようございます。

諏訪議員の「入札制度の改革」についてのご質問にお答えをいたします。

当町が取組む入札制度の改革の一つに「ダンピング対策」が挙げられます。

採算を無視した低い価格での入札により、他の事業者の事業活動を困難にすることを阻止するために「最低制限価格制度」の適正な実施を行っております。

この制度は、予定価格が 130 万円以上の建設工事について、最低制限価格未満の入札を無効とするものであり、今年度も総務省、国土交通省及び石川県の通知に従い、最低制限価格の算出方法の見直しを 5 月 1 日に行っております。

次に、入札制度のより一層の透明性と競争性を高める「事後審査型制限付き一般競争入札」の実施についてであります。

事後審査型制限付き一般競争入札は、概ね 3,000 万円以上の建設工事を対象として実施をしており、参加条件にあった業者ならば自由に参加をでき、入札価格の競争性について、より一層の向上が期待される制度であります。

なお、今年度は 11 月末現在で、建設工事 77 件中 26 件を実施をしております。

次に、「総合評価方式」の試行運用についてであります。

総合評価方式は予定価格の金額に関係なく、企業の技術力などと価格を総合的に評価することが妥当と認められる建設工事に適用

し、入札価格のみではなく、企業の技術力、地域貢献度などを加味した落札方式であります。工事成績、施工管理体制の向上が期待できます。今年度は1件程度を試行的に適用する予定であります。

入札制度の改革については、総務省、国土交通省及び石川県から「入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が示されており、これに従って先に申し上げた事項について改革を進めているところであります。

また、先般の奥能登の談合事件や当町での情報漏洩問題などに対し、今後より一層、入札に関する情報管理の徹底、職員のコンプライアンスの徹底など、不正行為の防止に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、「電子入札への移行」についてお答えをいたします。

電子入札の導入については、先に申し上げた総務省、国土交通省及び石川県からの指針にも明記をされており、中能登町行政改革大綱にも導入について検討事項となっております。

現在、県内市町のうち、9市町が石川県電子入札システムを利用しております。

紙入札との大きな違いは、人の異動コストや手間が省け、より多くの業者が入札に参加できる点や、業者同士が顔を合わせることがないため、談合の防止につながるという点であります。

今後、周辺市町の動向を注視しながら、導入について検討を続けていきたいと考えております。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 合併に伴って、事業量自体もだんだん大きくなって、わけでも最近の当町の入札、何千万から何十億というようなことになりますと、地元のもとからの零細事業者にとっては益々入札への道が遠くなってきております。そういうことから、この電子入札に移行するようになるとすれば、

小規模工事を対象にという、既に取り組んでいるところでも考慮されているようですけども、当町においては、このあたりをどのようにお考えでしょうか。伺います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、建設工事、公共事業は大変、平成12年を10とすれば、今4割ぐらいに減っているのが現状でございます。そういう中で、地元の業者の方々にどうやって皆さんと一緒に競争をしていただいで、地元の仕事をとっていただくかというようなことで、いろんな県の、いろんな指導も仰ぎながら、全部電子入札に全て公開するということではなしに、やはりいろんな除雪であろう、またいろんな災害であっても、そういう方々にも一番先にかかってもらわなければならないわけでありまして、それらも考慮をしながらその業者の体力におうた、そういう格好での地元優先というようなことも考えていかねばならないと、そう思っております。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） できる限り、小規模工事に対処できるような仕組みでスタートをしていただきたいと思います。

次に、「覚書」による備品、今回は太鼓ですけれども、管理についてです。

太鼓は中能登町の備品とし、「管理は鹿響太鼓の会とする」との趣旨の覚書が町教育委員会教育長との間で平成23年、つまり今年ですが、4月1日付けで交わされております。

現在、この会の使用している太鼓は、いずれも旧町時代に取得されたものでして、12張、その価格は695万円です。備品とすれば大変高額な備品であるわけです。

合併してから今年の4月まで、現在まで、もう7年余りになろうかというときに、これまで使用してきた太鼓の会との間で一体どのような案件が生じて、今頃になって覚書を交わさなければならなくなったのか、全く理解できません。

町の備品は、町で管理してこそ不特定多数の町民の方々に使用してもらえるのであって、特定のグループに、しかも覚書を交わしてまで管理を委託したとなれば、これまで以上に使用の独占化が進むのではないかと危惧するのは私だけではなさそうです。

備品は誰のためにあると思っておいでなのか。「町で持て余しているような備品ならば、保有する意義は全くなし」と町民の方々から言われても過言ではないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

一つ、覚書を交わすことに至った経緯、また、交わすことに至った主因、主な要因ですが、何か。交わす前と交わした後の相違点。仮に革の老朽化に伴い、張り替えが必要になった時の費用の負担。今後の対応策などについて、教育長の見解を伺います。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

〔池島憲雄教育長登壇〕

○池島憲雄教育長 ただ今の諏訪議員のご質問にお答えをいたします。

まず、町が備品として所有しています和太鼓の管理等について「覚書」を交わすに至った経緯と、その主たる原因と伺いますか、についてであります。

今年の春先に、町内のある太鼓団体の代表者の方から、他の団体が使用されている町備品であります和太鼓を貸し出して欲しいとの申し出がありました。太鼓打ち大会や練習などで数台の太鼓を使用したいとの理由からでありました。

そこで、代表者の方々と協議しましたところ、太鼓打ちには様々な打ち方やバチさばきがあり、太鼓を大事に使用されている団体の皆さんにとりましては、太鼓に傷がつくのではないか、破損するのではないか、また革が破れるのではないかといった懸念が強く、貸し出しは大変難しいという判断をいたしました。

いろいろと検討をしましたところ、鹿島中

学校が所有しており、これまで総合学習などで使用してまいりました和太鼓が昨年度から授業自体が無くなり、今は使用していないということが分かりました。有効利用できないかと学校長と協議しましたところ、「学校では今後利用は無く、町内の方々に是非有効に利用していただきたい」とのことでありましたので、今年の4月からラピア鹿島に鹿島中学校の和太鼓1張を保管し、申し出のあった太鼓団体へ貸すことでその時は解決ができました。

現在、町が所有しています太鼓は、「カルチャーセンター飛翔」と「まなびや館」にそれぞれ保管し、合併前から太鼓団体の皆さんに大切に保管と使用をしていただいております。

合併後におきましても、太鼓団体の皆さんの熟練した使用、あるいは管理をお願いすることが適正と判断をし、これまでどおり管理をお願いしまして、保育園や学校の子供たちにも行事の時の使用、あるいはいろいろな催し物での発表に指導をお願いをしてきているところです。

ただ、これまで町備品である太鼓の使用や取り扱いについて定めた規定とか要綱が全くなく、教育委員会と使用団体とで口頭での申し合わせ的な使用管理を行ってきたのが実情でありました。

今回の貸し出しの申し出を契機に、大変高価な太鼓をしっかりと管理使用をしてもらうために「太鼓の管理及び使用要綱」を定めまして、使用している太鼓団体と「覚書」の取り交わしを行ったところであります。

それから次に、覚書を交わす前と後の相違点ということではありますが、これまでは太鼓使用団体の方々の責任と良識ある使用管理を口頭でお願いしてまいりました。

今回、新たに「太鼓の管理及び使用要綱」を定め、使用や貸し出し方法、使用上の禁止事項、また使用で生じた損害賠償義務も謳

い、使用される太鼓団体が町の備品としての自覚を持って、しっかりとした利用をお願いすると同時に、町内の文化団体や学校、福祉施設などへの貸し出しができることもしっかりと明記しましたところ。これが相違点かというふうに思います。

特に、損害賠償義務では、太鼓の使用にあたり、革の破損、損傷並びに付属品などの修繕が生じた場合には、使用団体が修繕費を負担していただくことで覚書を交わしたということになります。

その次に、「革の張り替え時の費用の負担」のご質問ですけれども、町備品の太鼓修繕は、本来、当然町が行うべきものでありますけれども、日頃から常に使用されている太鼓団体に起因するところも現実的には大きいため、先ほども申しましたように、覚書によりまして、通常は使用団体に修繕費を負担していただくということにいたしました。

最後に、備品としての太鼓の「今後の対応」についてですけれども、現在、使用されております太鼓を今後も大切に使用していただきまして、何かありました時には使用されている団体の方で修繕等をやっていただきたいというのは原則、こういう方向で進みたいなというふうに思います。

とにかく太鼓は大変高価でありまして、旧町では文化活動や伝承文化の普及など、太鼓でいろいろと活動される団体の皆さんのためにと、それぞれの町で努力され、補助事業で購入されたと思います。

今回の和太鼓は、合併前の旧町で「宝くじ助成事業」により、町備品として購入されたものですが、今後、太鼓購入の必要などが生じたならば、各地区での獅子舞の衣装などの購入助成と同じように宝くじ助成事業で、実施団体につきましては町文化協会として申請をしていただくことも検討をしていきたいなというふうに思っております。よろしくお願ひします。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 町民の方々がですね、心配される、危惧されている点はですね、現在でも独占的に使用されている特定の団体、ここのことですね、覚書の交わり方、このあたりに疑問点があるんでして、このあたりをですね、もう少し分かりやすく解析していただきたい。不特定多数の方の使用者との覚書ということであればいいんですが、特定の太鼓を使用している会との覚書、このあたりに問題があるようにもうかがえますし、これが今後ですね、大きな波及効果が表れてくればいいけれども、逆になってくると困るのではないかと思うんですが、このあたり、どのようにお考えでしょうか。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 再質問をいただきましたけれども、この件については、ずっとこれまで担当として取組んでまいりました平岡課長の方がより経緯について詳しいと思いますので、代わって答弁をさせていただきます。

○議長（坂井幸雄議員） 平岡生涯学習課長
〔平岡 保生涯学習課長登壇〕

○平岡 保生涯学習課長 ただ今の諏訪議員のご質問にお答えいたします。

使用につきましての覚書でございますが、使用要綱でございますが、その中には鹿響太鼓さんとの使用要綱の中には、太鼓の胴、台への打ち込みの禁止というようなことが謳われております。

先ほど、教育長の答弁の中にもあったわけですが、それぞれの太鼓には打ち方、バチさばきが違う点がございまして、現在使われておる鹿響太鼓の太鼓につきましては、胴等を叩くような叩き方ではございません。そういうことで今回、使用要綱の中に一項、違った要綱でつけ加えてあります。そういうことであります。ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 覚書の内容の中で、

損害賠償の義務というのがあるんですが、「太鼓管理者及び使用団体は太鼓の使用に際し革の破裂、損傷及び附属品などの修繕が生じた場合、修繕費を負担する」ということになっております。ということになってくるとですね、修繕費を負担したこの特定のグループが益々使用の占用化へ走っていくようなことがないんでしょうかね。一般の町民の方々が借用書を出しても、そんなに簡単に借りることができようになるのではないかと。このあたりが一番危惧される、疑念を持たれるものなんですが、このあたりをもう少し説明してください。

○議長（坂井幸雄議員） 平岡生涯学習課長

○平岡 保生涯学習課長 ただ今のご質問でございますが、覚書の内容におきましては、あくまでも先ほど申し上げましたとおり、使用要綱にも謳われているとおり、本町に住所を有する団体、学校や福祉施設、及び町長が認めた団体に対して貸し出しできるということになっております。そういうことで、覚書を取り交わすときにですね、代表者の方とその要綱については十分お話し合いをした上で使用要綱等も定めておりますので、今後はですね、「使用借用願い」を町教育委員会へ提出していただいて保育園、小中学校等の申し出があれば貸し出しできるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） この使用要綱の中にですね、大変矛盾している点があるんですね。それはどこかといいますと、管理を町がこのグループに委託しながら借用申し込みは生涯学習課へということであると、何か整合性がないという点の一つあるわけです。それとですね、先ほど教育長の説明では、太鼓に傷が、という言葉があったんですが、こんな高額な太鼓ですから、打ち方が悪くて傷が入るということであるとですね、困る問題もあるんですが、そのことがかえって町が持

て余している太鼓ということにつながってこないかということです。このあたりをどうお考えでしょうか。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 再質問でいただいた中身についてですけれども、覚書というのは逆に、ある特定のグループが逆に独占しないようにというような意味合いで、「これは町のものでありますよ。しかし、日常的によく使われる団体にはこういうことを守ってやってください。学校とかその他のところから使用願いが出た場合には、しっかりとそれに応えていただくんですよ」ということを、より明確に使用団体の皆さんにも認識をしていただくというようなことも含めてこの覚書を交わさせていただきました。傷ということですが、極めて借用された人は大切に使用していきたいという意味での文言でありまして、使用願いは生涯学習課、実際に日常管理をしているのは使用団体ということですが、やっぱり窓口は生涯学習課に提出をしていただきまして、生涯学習の方から使用団体のところに話をしていきたいというように思っています。

より一般の人たちが使えるようなという方向で、こういうことを私たちはやったということでもあります。是非、こういう使用規定もあるよということは、いろんなところで周知をさせていただいて、使用をやっているように努めていきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） なるほどですね、言葉は大変柔らかいんですが、覚書ということになると、そんなにやさしいもんじゃないと思うんです。特定のグループとの覚書であるからこそですね、これだけ私も質問しているわけですし、このあたりの回答ではなかったと思うんです。

それと、今後の対応でですね、例を申し上

げますとですね、「伝統芸能の継承を図りたい。そのために用具及び衣装一式を町で購入してください。管理は私たちがしっかりいたします。覚書を交わしてください」と、このような案件がこれから仮に出てきた時には、どのように対応なさろうとしておいでますか。

○議長（坂井幸雄議員） 平岡生涯学習課長

○平岡 保生涯学習課長 今のご質問でございまして、太鼓につきましては大変高価でございまして、合併前では地元での太鼓の伝統文化の伝承をしていただくために購入されたものだと思っております。

他の文化団体ではですね、楽器や道具をほとんど自己所有して活動しておるわけですが、今回の太鼓については特別なケースであろうかと思えます。ほかへの波及については、今後無いということで、こうした取り交わしを今回行ったものでございます。

もともと、今回のような事につきましてはですね、合併直後に解決すべき事項であったのではないかなということに思っております。

そうということで、今後ですね、このような備品の適正な管理、運用につきまして、関係団体の方々とまたお話しして、今後対応をしていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 今後の対応ということはどうですか、太鼓だけを対象にして申し上げたわけではないわけですか。例えば、集落の獅子舞あたりもその事例に挙げたわけですが、こんなのこれからですね、出てきたらどう対応するんですか。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 諏訪議員の集落の衣装やまた獅子舞や、そういうものが出てきたらどうするか、そんな質問かと思えますけれども、既に出てきておまして、合併した当時からそれぞれの区で「御輿を直したい」ある

いはまた、「獅子舞の衣装を買いたい」と。今までは町を通さなければならなかったものが、今、各集落であってもそれを認めていただくということで、全て宝くじの助成金ということで、最高250万円をいただきながら進めております。

今の鹿響太鼓にいたしましても、旧鹿西の青年団の方々が各地域の太鼓を借りて創作太鼓で石川県の青年大会へ出たと。そこで優勝をして、そして全国大会にも優勝をして、そして町へ「太鼓を買ってもらえないか」というのが一番の最初の出足でありまして、そして、「それでは町の一般財源を一団体に使うわけにもいかんやろ」ということで、宝くじの助成金をいただいて、そして町で買ってそこへ貸したというのが、それがずっと続いているわけでございます。そういうことで、本当は合併するまでに鹿響太鼓へそれをやって、そしてそこで全部そのものにしておくべきものが今まで続いていた、そういうことで今年、監査員であります諏訪さんの今の覚書の中から見られて質問をされているのかなと、そう思っておりますし、今年も高畠地区の獅子頭と、また久乃木地区の祭りの衣装一式、250万円をいただきまして、それぞれの集落にあって、それが集落のものとして、保存もして修理もして、もし傷んだ場合はしていただいておるといのは現実であります。

そういうことで、本当は何回も言いますけれども、平成8年か9年の時からの事案でありまして、その時に本当は町でなしにそこへやっておけば今のこんなような問題が起きなかったかなとそう思っておりますし、今後も各集落、まだいくつも御輿であれ、また獅子舞であれ、文化伝統事業のそういうものが出ておりますので、順次、宝くじ事業で対応をしていって、それをいただければそこでそのものとして修理も保存も全てしていただきたい、そんな思いでおります。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 生涯学習課にはですね、昨年の3月定例会に続いての質問になったんですが、先般の件と今の件、共通点として2つあると思うんですね。

一つは、特定のグループに対して特別な取り計らいがなされている。2つ目は、旧町時代からの慣習を踏襲していると。などが挙げられると思うんですね。

合併してからでも、もう7年になろうかとする。未だにこのような現状では行財政改革も言葉だおれではないかと考えます。

そこで、行財政改革を念頭に置きながら、広い視野に立って十分に検討、判断して職務を全うしてほしい。これが生涯学習課への要望です。

それともう一つは、何回読んでもですね、この備品管理の覚書、理解できません。町の備品ならば町が管理してこそですね、多くの方に使ってもらえるわけです。傷がつくからといって特定なグループとのですね、覚書の交わり方、このあたりがまだまだ理解できないので、もう少しですね、柔らかく、分かりやすく説明してほしいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 平岡生涯学習課長

○平岡 保生涯学習課長 ただ今、諏訪議員からご指摘いただきました生涯学習課に関する行財政改革の問題、もう少し確認させていただきまして、行財政改革に取り組むべく内容につきましては早急に取り組みたいと思います。

それから、使用要綱につきましてはですね、内容的にもう少し分かりやすくというようなご質問でございましたけれども、内容につきまして、再度、もう少し検討してみたいというふうに思います。

諏訪議員さん、おっしゃるのは、鹿響太鼓と交わしている内容でおかしいというふうなふうに思います。今度貸す使用団体との覚書じゃなくて、鹿響太鼓の会との覚書の中でそ

うというような取り決めを書いてあるのでおかしいというふうに言われておられると思いますので、そこら辺もう少し検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 今の見ているのはですね、教育長と鹿響さんとの覚書を見ているんですよ。ともあれですね、このことによって大変他の方々が借りにくくなってきているようなことが随所に読み取れるわけです。仮に覚書をどうしても交わさなければならぬ、今じゃもう交わした結果ですけども、このままではですね、町の備品を一般の方々に借りていただきたいというような中身にはなっておりませんので、まだまだ執行部の方々とですね、しっかり検討する余地あると思うんです。このことを提起して質問を終わりたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 次に、3番 南議員

〔3番（南 昭榮議員）登壇〕

○3番（南 昭榮議員） 先に出してありました3点ほど質問させていただきたいと思います。

似合った質問なので、よりよい答弁を一つお願ひいたします。

9月議会において防災に関する質問がありましたが、この度、原発事故に対しての見直し等がされましたので、それらの関係する防災、避難関係をも含めた質問をしたいと思います。

さて、10月、原子力安全委員会は福島第一原発事故をうけ、防災対策重点地域E P Zを見直して、新たな原発災害地域案として、緊急防護措置区域U P Zに相当する区域を半径約30km円に拡大され、中能登町は言うまでも及ばず、近隣の七尾市、羽咋市や宝達志水町、穴水町、輪島市、そして富山県氷見市までが含まれた大区域が対象となり、近隣や

屋内退避の準備をする対策をとることになりました。

そこで我々が住む中能登町において、それよりもまだまだ厳しい半径 20km 円内にすっぽり入ってしまう位置にある町であります。報道等によりますと、このような福島県の原因による被害状況は想像を絶するものがありますが、これらを含めて一定の方向性が示されたからには、北陸電力志賀原発が再稼働するまでに取りまとめを急ぐ必要があると思います。

こうした中において、北陸電力志賀原発での地震や津波などによる放射能漏れ汚染の事故を想定した時に、中能登町として近隣市町と連携した住民避難や除染などの大規模な防災に関する訓練や避難手順などを町に示すことが求められています。町として防災計画がどのように進んでいるのか。

また、国及び県からの原子力防災の方針が出ていない段階ではありますが、30km 円内、円外の避難を想定した時に、石川県や関係する市町の連携や避難手順、避難経路などの避難訓練について、町として町民一人一人にどのように示して理解を求め、いかに幅広く防災知識を高めていくことが必要であると思いますが、どのように避難方法や防災訓練の実施が必要だと考えておられますか。計画の考えがありましたらお答えをお願いいたします。

また、日本海沖の東日本大地震ほどの津波の発生が想定された場合に、中能登町として被害状況をどのように想定されますか。また、高台への避難場所や災害に対して各地区、地域での避難する経路での危険な河川や橋、水路などの対策や、そして地震や台風、水害などに対して避難経路沿いにおいて居住されていない、地震に備えられない倒壊の恐れのある空き家などが無いものか、あわせてお聞きしたい。

また、町として飛散する家害、瓦、倒木、崖などの倒壊による避難の際に、危険な二次

災害に遭わない対策及び安全な避難経路など、きめ細かな防災計画を各地区の防災対策に盛り込むとともに、安全に避難ができる経路が示されているのか、ご答弁をお願いします。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 南議員の「町としての防災避難計画」についての質問にお答えをいたします。

まず、「防災計画の進み具合」についてありますが、国・県の進捗状況で言いますと、3月11日に発生した東日本大震災後、国の防災指針の見直しが進められているところがあります。

現状では、この見直しには相当の時間を要すると言われており、県においては震災対策部会を設置をし、数回にわたり専門委員会を開催をし、国の見直し作業と並行をして改定作業をできることから進めているところがあります。

町においても、県の計画改定に併せて修正を行う予定としておりますが、その中でも原子力防災計画については、現在、町の地域防災計画には含まれていない状況ですので、今後、この計画を追加策定をし、町民の安全・安心が確保できる地域防災計画を作り上げていきたいと考えております。

なお、今までのUPZから、EPZの範囲とされる10kmからUPZの範囲である30kmに拡大されることについては、当町としても妥当と判断をしておりますが、それに伴い、区域における防災対策もより一層万全にしていかなければならないと考えております。

屋内退避、あるいは住民避難といったことは大変重要な課題となり、広域的な避難を必要となりますので、近隣市町と連携をしながら、また国・県の動向にも注意をしながら避難対策を講じていきたいと考えていますので、よろしくお答えをいたします。

次に、「避難方法や防災訓練の実施の計画

や考え方」についてであります。町が住民に対し避難させる方法としては、災害の種類により避難の方法、避難先がそれぞれ異なりますが、町防災総合訓練や各地区の自主防災訓練で実施をされている避難訓練が基本的な方法と考えており、地理的なこと、あるいは危険箇所などを事前に把握をし、「どのルートでどこに逃げるのか」といったことを常に意識するなど、万が一の災害時に迅速な避難ができるよう日頃の訓練が大変重要な位置づけと考えております。

地区においては、一時避難先として各集会施設を避難場所として訓練をさせていますが、災害の状況に応じて町指定避難施設も開放されることになり、施設の位置や避難路を確認しておくことが大変重要なこととなります。

なお、避難路については、今後、調査や検討を行い、主要な避難路を町側に設定をし、各地区に対しお示しをしたいと考えております。

また、その避難を周知する情報伝達としては、防災行政無線、または音声告知端末の設備を活用し、逸早く情報を伝達できる体制を整えているところであります。

来年度には、町の総合的な防災訓練も実施する予定としており、原子力防災も含めた訓練項目も取り入れながら、現状にあった訓練を実施することとしておりますので、ご理解とまたご協力をお願いいたします。

次に、「日本海沖で東日本大震災程度の津波の発生の想定による対策」についてであります。当町では幸いにも海に面していない地域であり、津波による被害は少ないと思っております。

しかし、東日本大震災クラスの津波では、河川を遡上してくる恐れもあることから、軽易な考えではいけないと実感をしております。そのことから、現在、県が作成している県内の津波浸水想定区域図の結果を踏まえ

た上で、浸水想定区域内となる地域に対し、ハザードマップを作成するなどの防災対策を図りたいと考えております。

また、津波発生時の避難については、気象庁の発表する警報などは、海岸に面した市町に発表するものでありますので、当町においては発表されないことから、近隣の七尾市・羽咋市に発表される津波警報などの情報をもとに、危険と予想される地域に対し防災行政無線などで情報を周知したいと考えております。

また、避難路については、倒壊家屋の危険性が高い空き家も見受けられることや、橋梁を渡る避難路もあることから、二次災害に遭わないような対策を講じるよう、各地区の自主防災組織を通じて周知徹底または指導を行っていきたいと考えております。

なお、地震その他の風水害についても逸早い避難が求められますので、避難路における危険箇所を事前に把握をしていただき、住民が安全に避難できるよう行政としても細心の注意を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 南議員

○3番（南 昭榮議員） 次に進みます。

次に、防災無線について質問いたします。

防災無線野外拡声器は、各地区に設置されていますが、近年、地区によって新規の宅地造成が進んでいるところや、環境の変化によって聞きにくくなっている場所がないのか。町民がどのようにいっても被害のない危険を逸早く聞き取れる状態になっているのか。避難箇所の調査をされているのか。調査の結果を出して対策を講じなければならないと思いますが、どのような状態なのか、どのように処置されているのかお答えをいただきたい。

また、音声告知端末では、電池には機能しますが、念のために設置状況はどのようになっているのか。また、接続や機能していな

い家庭がないのかも併せてお聞きしたい。

それに、各家庭において設置されている防災無線機は管理され機能する状態になっているのか、調べてあるのか、それらについて指導すべきだと思いますが、設置世帯数と完全に機能している状態になっているのか。また新たに新築された家庭などの設置状況はどのようになっているのか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 それでは「防災無線について」の質問にお答えをいたします。

「野外拡声器の場所の確認及び各家庭において機能しているのか、どうか」についてですが、現在運用している防災行政無線の屋外拡声器は、町内 40 箇所に設置をしている状況であります。これらの設備は、旧 3 町時代にそれぞれ整備をしたものをそのまま使用している現状であり、合併後において、区域の境界や気象条件の悪化による音声の聞き取りにくい箇所もございますので、今後、この設備のデジタル化に向けて整備を考えていかなければならない時期にきていますので、設置場所の見直しも含めて検討をさせていただき、情報伝達に不備がないようにしていきたいと考えております。

また、各家庭における戸別受信機についてであります。本年 6 月から 8 月にかけて設置状況調査をいたしました。9 割強の家庭で設置をされていることが判明をしております。

これは、広報 11 月号でも結果を公表しておりますが、設置だけでは放送を受信できないことから、機器の重要性と併わせ、電源及び乾電池の挿入も周知したところであります。

また、転入されてきた世帯などに対しては、各庁舎の窓口において受信機をお渡しをしている状況であります。

いずれにしましても、防災行政無線の設備の整備については、災害時における最終的な

情報伝達手段と考えておりますので、機能低下につながらないように防災設備の構築を図ってまいりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 南議員

○3 番（南 昭榮議員） 次に進まさせていただきます。

次に、中能登町地震防災マップについての質問をしたいと思います。

地震防災マップの中で認定指定避難設置が 20 箇所ほど指定されてありますが、徒歩によると避難設置までの距離として何kmを一応想定して指定していますか。

また、後山地区や石動山地区などはどのような避難設置まで行かなければならないか、防災マップに示した日頃からの、これらの地域において困難が起きないように指導すべきと考えていますが、どのようになっているのかお聞きしたい。

また、中能登町地震防災マップの中で瀬戸地区にある中能登町生活改善センターも含まれていますが、この設置は昭和 53 年度に地域住民の生活改善技術の普及と地域山村の振興などを図る目的で生活改善センターとして設置したと聞いております。

そこで、近年はそれぞれの地域で設置が充実していて、この設置を利用する方法も少なくなり、休館状態となっており、それにより町としては管理ができないので取り壊しをしたいとの考えだと聞いております。この設置は瀬戸・花見月地区の住民及び県道を利用して災害に遭われた方も利用されると思っております。町において管理もされてない、取り壊しをしたいと考えている空き家同然の設置を指定しておりますが、問題がないのか、これで機能すると思われているのか大変疑問に思います。災害はいつ発生するか分かりません。早急に対策を講じていただき、いつでも安全で安心して避難ができる設置として既存の設置を準備されるのか、また、新規の設

置を考えておられるのかお聞きしたいと思います。

次に、避難設置として、休憩場所やトイレ、水分などの供給ができ、それに避難設置に備えておかなければならない最低限の必要な備品とは何と何なのか。どの程度が確保しなければならないのか、いかなる時でも避難ができる体制と備品などを確保しておく必要があると思いますが、町として各避難設置において対策を講じてあるのか、整備の状態はどのようになっているのかお聞きしたい。

また、冬期間での除雪及び積雪について、避難設置までの経路の除雪の計画を立てられて待機できる体制になっているのかも併せてお答えを一つお願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 町の地震マップなどについての質問にお答えをしたいと思います。

まず、「マップ上の避難施設における現状」についてであります。町指定避難施設は、あらゆる災害に対応できる避難施設としております。全戸配布をした防災マップには、全ての指定避難施設の位置が示されているところではありますが、災害の種別、または規模により開放する避難施設が異なります。避難者が災害の状況に応じてどういった手段で避難をされるかにより、避難する施設も異なってきますので、先ほどの避難方法でもお答えをいたしました。地区の集会施設があくまでも一時避難先であり、そこからどう移動するかを判断をされることとなりますが、後山地区や石動山地区のみならず、自分たちがどの施設に避難するかを把握しておく必要があると考えております。

町としては、災害の状況により、移動手段や避難先について各区長を通じて情報提供をする体制としておりますので、今後も自主防災組織との連携を密にしながら、避難に対する情報伝達体制を強化をしていき、地域住民の避難がスムーズに行われるよう努めてまい

ります。

また、瀬戸地内にある生活改善センターであります。ご承知のとおり、昭和53年度に建設をされ、山村振興を図るために設置をされた施設であります。ここ近年、施設利用がほとんどないような状況であったことから、休館とする予定で進めているところであります。

しかしながら、町指定避難施設でもあることから、関係団体と調整をしながら慎重に検討を行っているところであります。両地区にそれにかわる公共施設がないこともあり、現在の段階では、両地区の指定避難施設としては、春木地内にある「たんぼぼ保育園」とさせていただく予定を考えております。

なお、これから先、地域防災計画の修正もありますので、町全体の指定避難施設の見直しも併せて検討をいたしますので、ご理解をお願いいたします。

次に、「避難できる体制及び設備」についてであります。指定避難施設には、避難者が最低限の生活ができる設備が必要となります。ほとんどが公共施設を充てていますので、生活できる環境としての体制は十分だと考えております。

また、そのほかに必要となるものについては、食糧、飲料水、毛布、ブルーシートなど最低限必要となります。これらについては公共施設3箇所に分散をして備蓄をしている状況であり、万が一の災害時に速やかに避難施設へ配置できる体制となっております。

なお、備蓄量については、食糧及び飲料水を町民に配給できる分の数量を確保はしております。

次に、「降雪時の除雪」についてであります。毎年、冬期間の除雪については、町道路除雪計画書に基づき行っております。地区の幹線道路、あるいは住民の主要な生活道路も計画路線として盛り込んであります。

また、指定避難施設となる公共施設につい

でも計画に入っており、同時に除雪を行っております。今後も災害時の降雪対応についても万全にしていきますので、ご理解をお願いをしたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 南議員

○3番（南 昭榮議員） ありがとうございますました。

最後になりましたが、この度、東日本大地震でお亡くなりになりました方々に哀悼の意を示すとともに、災害された皆様方にお見舞い申し上げます。災害がないようお祈りし、これで質問を終わりとします。

○議長（坂井幸雄議員） ここで、11時20分まで休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 再開いたします。

次に、10番 若狭明彦議員

〔10番（若狭明彦議員）登壇〕

○10番（若狭明彦議員） 私は、通告に従いまして2点について質問いたしたいと思います。

1点目は、西馬場地区のゆりが丘宅地造成にかかわる現状の説明を求めます。

ゆりが丘の隣り、また旧北陸木材の土地を購入いたしました。その後進捗状況を説明してください。

また、町では町営住宅があるわけですが、入居状況も説明してください。それと、また、ただいま、ゆりが丘の空き地、その点についてまだあると思うんですが、その件と、また北陸木材の土地の利用方法、現在町営住宅もあるわけですが、あそこに、県道沿いは空地が目立つということで、町営住宅の建設をすればどうかと思うんですが、その点、町長の考えをお願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 若狭議員の「分譲宅地について」のご質問にお答えをいたします。

西馬場地区の分譲宅地・ゆりが丘の販売状況についての質問ですが、分譲区画数は35区画あり、本年10月に道路側が1区画分譲をし、現在までに27区画の分譲が完了しており、残りは8区画となっております。そのうち道路側は5区画ということでございます。

このゆりが丘の特徴といたしましては、1区画の面積が平均約100坪で、ゆりのある住空間となっており、消雪施設も完備をいたしております。

また、現在残っている区画の分譲価格は、約430万円から530万円程度となっております。今後も町のホームページや住宅雑誌等に掲載するなど、販売促進に努めてまいりたいと思っています。

次に、今後の分譲宅地造成の進捗状況についての質問であります。ゆりが丘に隣接をする良川地内におきましては、住宅用地として昨年度に約6,600㎡を購入済みであり、本年度は基本計画を策定いたしまして、分譲宅地造成事業を進めていきたいと考えております。

なお、区画数など詳細につきましては、現段階では決まっておりますが、今後、詳細な計画がまとまり次第報告をさせていただきます。

次に、「町営住宅の建設について」の質問でございますが、町では現在、町営住宅8箇所94戸、コーポとりや60戸の計154戸の住宅を管理をしており、11月末現在の空き住宅は4戸となっております。

このうち2戸につきましては、東日本大震災による被災者の受け入れ用として確保しており、また残りの2戸につきましては、退去に伴う内部の修繕工事を実施しており、工事が終わり次第、入居募集の案内をしていきたいと考えております。

また、ゆりが丘、良川地内にも町営住宅を建設をすればという意見でございますが、こ

の土地を含めて建設についてこれから検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（坂井幸雄議員） 若狭議員

○10番（若狭明彦議員） 再質問をしたいと思ひます。

現在ある町営住宅の家賃はいくらになっているのかということ。それとまた、宅地造成すれば、今、余ってますと。ところが、また造成すればどの程度の町民、町外の方の購買意欲がでてくるのかなと思うんですが、そういうことも心配しながらすると、各他町に、穴水とか志賀町において、いろんな補助金を出しておいでという町もござひます。そういうことで、町長はいろんな角度からいろんな補助金を充てるといひますか、補助をするということをお考えがあるのか、ないのかと含めてお聞きしたいと思ひます。答弁をお願いたします。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、若狭議員の言われたとおり、大変、各町ではいろんな補助金を出して住宅の誘致を図っております。穴水町では、町外から来てくれれば宅地を全てただと、そのようなこともしております。志賀町では、1万8,000円ぐらいで売っておることも事実でござひますし、それぞれのかほく市であれ内灘であれ、いろんな補助金を入れながら、また一般財源を入れながら安くして売っていく現実もござひます。

今、ゆりが丘の横に造ります、それはまだどのようにするか決定をいたしておりませんが、あまり今のゆりが丘との差もあつてもと思ひております。そういう中で、どのようにすればいいのか、ゆりが丘のほかの今のあおば台であったり、桜新町であったり、全て1戸もなく完売をしておいでしますので、対比できるのはゆりが丘ということでありまして、今残っております7区画につきまして、これらにずっとあまり差もできまして、

今買って建てておいでの方々との差といひますか、それらもあひますし、できるだけどのようにすれば来やすく、そして補助もできて、そのようなことを考えながら進めてまいりたい、そう思ひております。

今、もう一つの住宅の家賃につきましては段階があひますので、建設課長から説明をさせるのでよろしくお願いたします。

○議長（坂井幸雄議員） 高橋土木建設課長
〔高橋孝雄土木建設課長登壇〕

○高橋孝雄土木建設課長 ただ今、町営住宅の家賃に対するご質問がござひました。

町営住宅の家賃につきましては、入居者の収入に応じて決められておひますが、1万円ちょっとから3万5,000円程度になろうかと思ひております。以上であります。

○議長（坂井幸雄議員） 若狭議員

○10番（若狭明彦議員） 町営住宅については、いろいろこれから相談してやっていただきたい。なるべくやっぱりいろんな角度から融合を考へていただければいいんじゃないかと思ひております。そういうことでよろしくお願いたします。

それでは、2点目の観光課の設置等について質問したいと思ひます。

町の観光人口、すなわち交流人口は年間どのように推移しているのかということ。

また、25年4月には海浜道路無料化、26年には北陸新幹線の開業、それに伴って道の駅のオープンということに目白押しになっておるわけでございます。そういうことを機会として、交流人口に向けての努力をしていかねばならないんじゃないかと思ひております。そういうことで、道の駅では、ほかに類を見ない、上布をイメージした大変立派な建物になっているのではないかと思ひれます。

今国会で、今議会で、1億5,000万円の補正を提出されておひますが、全体の予算などについて説明をお願したいと思ひます。

また、これから道の駅ができれば、あの付

近、アルプラザの周辺など、商業集積地になっていくのではないかと思います。そうすれば、あの辺の地域をどのように考えておるのか、どのようにまたなっていく予想をされているのかということをお願いしたいと思います。

また、能登文化発祥の地として中能登町では石動山にはじまり雨の宮古墳、親王塚、川田古墳など、他町に類を見ない寺院なども歴史のあるお寺が沢山ございます。

また、デザインセンターの20万点によるプリント地の資料を紹介して、いろんな面で交流人口を増やし、賑わいと活力ある町にするためにも独立した観光案内など、町の紹介などをした方がよいのではないかと思います。

そのために、現在の企画課を分課するのか、どうするのか分かりませんが、課制条例を変更してでも町長は観光課の設置を考えているのか、いないのか、含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 最初に、中能登町の観光人口と今後の見通しについてのご質問ですが、まず、中能登町の産業観光を代表する施設としては、能登上布会館や織物デザインセンターがあります。

この施設への入り込み客数は、年間で4,700人程度あると集計をいたしております。

そして、具体的に集計していませんが、中能登町の歴史を訪ねて石動山や雨の宮古墳群、古墳公園とりや等へも多くの観光客の姿が見られます。

その他、織姫夏ものがたりやファッションデザイン競技大会等のイベントの来場や、地区の獅子舞などの祭礼を目的とした観光客の姿も見られます。

次に、今後の見通しについての質問ですが、現在、県内外の方は「織物の町 中能登」

というイメージで中能登町を印象づけていると思います。

このことは、能登上布や織物デザインセンターの各種の事業や、9月に開催をいたしましたファッションデザイン競技大会にて発表をしたレンタルドレスを目当てに町外から多くの方に来ていただいております。

せっかくのこうした機会を活かして、来町された方に中能登町を知ってもらい、中能登町のファンになってもらうことが必ず将来の観光客増加につながると信じております。

また、近年、和倉温泉の送迎バスが中能登町に立ち寄るケースが増えています。

当初は、ふるさと創修館の曳山展示を見に来られたんですが、近年では石動山や能登上布会館へも立ち寄られています。

年代層には、ご高齢の方で立ち寄られる理由をお聞きいたしますと「費用がかからず、気軽に立ち寄れる場所である」とのことでありました。

このように、中能登町にも様々な土地から多くの方にお越しいただいております。

若狭議員からお話があったとおり、能登有料道路の無料化や北陸新幹線の金沢開業に向けて、今後とも来町された皆様方の情報や要望を聞きながら、観光客の増加に努めていきたいと考えております。

次に、道の駅等の施設についての質問であります。現在、道の駅は総事業費で11億1,000万円の建設費を予定しており、そのうち、国庫補助金が5億7,000万円、地方債が5億1,300万円、一般財源が2,700万円を予定しております。

この道の駅には、町の広告塔として大変重要な役割を果たすものと期待をいたしております。

主な施設の内容としては、農産物の直売所を中心に、道路情報や中能登の観光情報提供施設、24時間利用できるトイレを設置するものであります。

この道の駅やアルプラザ周辺につきましては、道の駅の建設を契機として、今後は民間の開発を期待するものです。そういう中で、金融機関であったり、いろんなホームセンターであったり、そういうお話もあるわけでありまして、あの地域をもとに商業ゾーンが一番中核としてこれからも開発を進めていきたい、そう思っております。

そういう中で、今の観光課を条例を改正して設置したらどうかということでありますけれども、現在の中能登町は直接的な観光による産業は育てないと、そう思っております。そういう中で宿泊施設などの観光も少ない状況にあります。このことから、当面は観光協会の育成指導を図りながら、観光関係の団体や関連した産業を育成した上で、将来の状況を見極めながら、観光課の設置を検討していきたいと考えております。よって、観光課の設置は当面の研究課題としていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 若狭議員

○10番（若狭明彦議員） ただ今、町長の答弁があったわけでございます。直接的な観光地とかそういうものができたら観光課を作ると。ところがですね、観光課を作っただけで皆さん方のこの町のアピールするのが本当じゃないかと思っております。そういうことで、検討をお願いしたいと思います。

それとまた、川田古墳、現在またあそこに何ゴルフかな、パークゴルフですか、計画されておいでるが、川田古墳と名前を言うても古墳はどこにあるんやらなど。町長分かっておりますか。どういうものがあるのかどうか。町民の方、多分あそこが川田やから、川田古墳と言われておると、名前だけが先走っていて、どれが古墳かさっぱり分からんと。池の中にあるのか田んぼの中にあるのか山にあるか分かりません。せめて、なんかそういうこともアピールできるというか、古墳だけ

らやっぱり埋蔵文化財ですか、そういうところの許可もいるとか、そういう調査をする気があるのか、ないのか、これからするのかということも含めてお願いします。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 川田古墳につきましては、どこにあるかと言われれば今の池の右も左も、全部で270ほどあるそうでございます。それらにつきましても、大きな中能登町の観光施設にありうる場所でありまして、これからも調べて、ほとんど民地になっておるわけございまして、一つずつ県の指導も仰ぎながら町のこれからの観光施設として調べ、そしてまた皆さんに分かるように調査をし、そしてまた、開発できるのか、できないかは分かりませんが、あの辺一带を今、パークゴルフ場と併わせてずっと調べて進めてまいりたい、そう思います。

○議長（坂井幸雄議員） 若狭議員

○10番（若狭明彦議員） 町長は、いつになるか分からんけど、したいなあという前向きな答弁でございますが、これは早目にね、いつになるか分からんというのじゃ、いつなるか分からんというてございまして、その点、これは一つよろしく願いたいということでございます。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 何年か前に一度調べたことがあるそうで、それも含めて早急に進めたいと。私もあの辺は、やはり今言われるように大事な所でありますので、早急に進めてまいります。

○議長（坂井幸雄議員） 堀内教育文化課長

〔堀内浩一教育文化課長登壇〕

○堀内浩一教育文化課長 川田古墳につきましては、平成6年度に旧鳥屋町で古墳を含めた大池周辺の公園化の整備構想を作られて、その後、古墳の整備が遅れまして、公園部分の方が先行したという、そういう経緯がございます。

それで、旧鳥屋町時代においても、平成7年から12年度にかけて、金大の考古学研究会とか県の文化財課の指導を受けて一部の調査を実施しております。本格的な調査ではなく、トレンチという溝を掘る程度のそういう調査を行っております。

新町に入りまして、20年、それから22年度と地権者の調査を行って、県の文化財指定を目指していたところでございます。ただ、県との協議の中で、もっと大々的に発掘調査をやりたいという、そういう宿題をいただいているところです。

今、町長の方からも話がありましたように、調査を、具体的な発掘調査について、今後内部で詰めていくという、そういうことになろうかと思えます。

その後、調査の後、更に住民の方に、また観光でおいでの方に親んでもらえるような、そういう整備が必要になってくるのではないかと思います。

ただ調査については、大変な事業費を要することになります。それから国の補助金も得ないと、町単独ではできないということになりますので、全体の事業費がどれくらいになるか、そういうことも含めて十分検討していかなければならないと思いますのでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 若狭議員

○10番（若狭明彦議員） 課長の答弁があったわけでございます。課長と町長とちょっと食い違いがあるみたい気がします。町長は早急にと言われておりますが、課長は、いろんなことも網羅しながらと言われておりますが、そういうことも含めて、町長は早急に、これは観光人口を増やして、いろいろ町民の皆さんに理解をしていただきたいというようなことも言っていますので、課長、そのところ教育長と相談しながら、早目に進めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それで、まず能登地区では、最も町長の努力によって人口減が少ない町、自他ともに認めております。これが本当にこのままほうっておいてもいいのか、喜んでいいのかということになります。やっぱり前向きに、1人でも増えるような町にするときには、やはりいろんなことを考えていかなければいかんがじゃないかと思っております。

そういうことでまた、町外より「中能登町へ行きたいな」と言われておるから、宅地造も販売できる、町営住宅も入っていただくというふうなことになっているんじゃないかと思っております。

また、若者が住んでもらえるような、金沢へ通勤しておると、全部金沢、あの近郊に吸収されてしまっているというようなこともあります。そういうことも踏まえて、どうすればいいかということ、若者が住んでいただければ、当然町もいろんなことで良くなると思います。そういうことも踏まえていろいろ考えていっていただきたいと思いますが、町長、何かそれについて考えておいでたら、その考えを述べていただければ幸いです。思っております。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 やほりこれは、一つだけということではなしに、福祉であったり、また教育であったり、また道路であったり、いろんなものが複合されて「あの町へ行きたいな」と、そのようなことでなかろうかと思えます。

本当に今、能登では、この町が海に面していないただ一つの町であります。そういうことになると、やはり今大きな津波も一番受けにくい町ということでもありますし、また、いい学校を造り、また中能登町のどこに住んでもそこへ行く道路が安心・安全で、歩道がついて安全・安心であればまた、そういうことも一つの要素になると思いますし、また、いろんな医療であったり福祉の面であったり、また税金であったり、それらを勘案し

ながら一つずつ、いい一步一步をいい方向へ進んでいって、その複合で「中能登町へ行きたい」と、そういうことでありますし、それを目指してまいりたいと思います。

また、先般も、こんなことわざわざなんですけれども、和倉温泉でいろんな会合がありまして、七尾の方が中能登町のそこにおいでる方に、「中能登町はいいさかいに中能登町へ行って家を建てんちね」と、そんなような、私がおったもんで上手に言うたか分かりませんけども、その人がそんな話をされておりました。そういうことで、お上手とかそういうことでなしに、本当にそう思って「来ていただける」そんなまちづくりを目指して一生懸命頑張りたいと思います。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 若狭議員

○10番（若狭明彦議員） 町長の答弁、していただきました。前向きな答弁でございます。これからまだまだ元気で努力していただければ幸いです。ということで、私の質問を終わります。

○議長（坂井幸雄議員） ここで少し早いですが、昼食のため1時30分まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 再開をします。

ここで、先ほどの諏訪議員の一般質問に対して、町長からの答弁の中で、不適切な発言があり、訂正の申し入れがあったので、これを許します。

杉本町長

○杉本栄蔵町長 午前中の諏訪議員への答弁のうちで、監査員である等の発言をいたしました。撤回をしてお詫びをしたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 次に、2番 笹川広美議員

〔2番（笹川広美議員）登壇〕

○2番（笹川広美議員） 皆さん、こんにちは。

東日本大震災から9カ月が過ぎました。被災地では本格的な復旧、復興が急がれる一方、全国各地では、今回の震災の教訓を踏まえ、既存の防災対策を見直す動きが活発化しております。

そうした中、女性の視点で既存の防災対策を見直すとともに、新たな対策を検討するため、私たち公明党は女性防災会議を立ち上げました。

我が国の災害対策の根幹をなす防災計画には、2005年に女性の参画、男女双方の視点が初めて盛り込まれ、2008年には政策決定過程における女性の参加が明記されました。

しかし、今回の東日本大震災でも、例えば、「着替える場所がない、授乳スペースがない」などの声を耳にしております。また、女性用衛生品や化粧品、乳児のオムツなど、支援物資の不足も目立ち、災害時における女性の視点の大切さが改めて浮き彫りになりました。

女性は、地域に人脈を築き、地域のことをよく知っています。介護や子育てといった具体的な経験を通して、子供や高齢者、生活者の視点を持っています。こうした女性たちが災害時の担い手としてその力が発揮できるような仕組みが必要です。

この10月、被災3県を除く全国の公明党女性議員全員が、女性の視点からの防災行政総点検に取組みました。今回の調査により、改めて地方自治体の現状や課題が浮き彫りになってまいりました。

そこで、今回の調査に基づき、一つ目の質問、女性の視点からの防災対策について、以下4点にわたり質問いたします。

1点目は、女性の意見を普段から防災対策にしっかりと反映できるようにすべきではないかということです。そのためには、1、防災会議への女性委員の登用。2、防災計画に女性の意見を反映させる取組み。3、防災部

局と男女共同参画部局との連携の強化などが
必要です。

現在、中能登町の防災会議の委員は9名
で、女性委員は登用されていません。ちなみ
に、県の防災会議は委員60人中、女性はわ
ずか3人です。今回調査した団体の約半数が
女性を登用していると答えていますが、その
委員数は1人、もしくは2人が最も多く、女
性の意見がどれほど決定に反映されているの
か疑問です。

国の男女共同参画基本計画には、政策、方
針決定過程への女性参画の拡大、30%への
目標が掲げられております。女性委員の数を
少なくとも3割にすること。そしてなによ
り、女性たちが意志決定の場に参画できる仕
組みづくりの実現が重要だと言えます。

防災、減災対策、更に生活復旧を進めるた
めには、防災会議には女性をしっかり入れて
おく。防災訓練の中で女性への配慮や要援護
者の避難の訓練などもしておく。そして、防
災部局と男女共同参画部局が日頃から話し合
い、災害時の迅速な対応を共有しておくなど
が求められます。そのためにも、役所や企業
など、どんな組織も女性管理職に普段から活
躍の場を与え、いざという時に対処できる仕
組みにしておくことが必要であります。

1点目として、女性の意見を反映させるた
めに、1、防災会議への女性委員の登用。2、
防災計画に女性の意見を反映させる取組み。
3、防災部局と男女共同参画部局との連携の
強化。

以上、3項目に対しての当町の今後の対応
をお聞かせください。

2点目は、避難所運営についてであります。

まず、運営には、女性、または女性職員を
配置するように事前に決めておくべきではな
いか。そして、避難所の運営訓練を取り入
れ、地域と連携した防災訓練を実施すべきで
はないかということです。避難所での間仕切
り、着替えや授乳スペース、女性の下着など

の洗濯物を干す場所、救援物資の女性用下着
などの配布を男性から受け取りたくはありま
せん。また、仮設トイレを目立たない暗い所
に置くと防犯上の問題が出てきます。

今回の東日本大震災の被災地でも、仮設ト
イレが男女別になっていない所がありまし
た。若い女性たちが着替えを見られたのでは
と不安に思うような状況も絶対に作らないよ
うにしなければなりません。

今回の震災でも、避難所によって随分こう
した問題への配慮には差がありました。そし
て、実際に災害時の避難所運営を図面とカー
ドを使って模擬体験するHUG、ハグという
大変有意義な訓練があります。事前に避難所
運営を模擬体験することで、いざという時の
迅速な対応を学び、常にあらゆる事態を想定
して対応を考える訓練です。避難所の運営を
万全にする対策は実際にやってみることが一
番です。指定災害避難所でシュミレーショ
ンを行い、その場で女性の視点からの問題点を
指摘することが重要なのです。

2点目の、避難所運営として、1、避難所
運営に女性、または女性職員を配置する。2、
避難所運営訓練を取り入れ、地域と連携した
防災訓練を実施する。

以上、2項目に対しての当町の取組みをお
聞かせください。

3点目は、災害時の緊急物資には女性や子
供、高齢者、障害者に配慮した物資の備蓄が
必要とされております。当町の対応をお聞か
せください。

4点目は、DV対策についてです。災害発
生後に女性や子供への暴力が増加したとい
う指摘があります。こうしたことを踏まえ、平
常時から暴力防止の啓発に努めるとともに、
災害が発生した場合、迅速に相談窓口を設
置し、きめ細やかな被害者支援策を講じること
が求められます。DV対策として、1、当町
の暴力防止の啓発運動。2、災害発生時にお
ける相談窓口の設置、被害者支援策。

以上、2項目について当町の対応をお聞かせください。

杉本町長に、女性の視点からの防災対策について、4点8項目にわたり答弁を求めます。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 笹川議員の「女性の視点からの防災対策」についての質問にお答えをいたします。

まず、「女性の意見の反映」についてであります。現在当町においても男女共同参画の推進に向け、7月に組織の立ち上げをしたところであり、その中でも各種団体、委員会などへの女性委員の起用について推進を図っているところでもあります。防災においても女性の意見は大変重要であると考えております。

意見の反映としては、まず、地域防災計画の策定にあたって設置をした専門委員会において、女性協議会や商工会女性部の代表の方を選任をしており、避難施設及び避難場所の選定や計画の素案についての協議などを行っていただいております。

また、今回の東日本大震災に伴う町地域防災計画の震災対策の修正及び原子力防災対策の策定も、県の方針が確定後、今後速やかに行う予定であり、それらの基本的な対策案や避難施設の見直しにも専門委員会を設置をし、女性の観点からの意見などを取り入れながら、住民の安全・安心を確保するための計画を作り上げていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いをいたします。

次に、「避難所運営」についてであります。災害の状況に応じて、町指定避難施設20箇所及び福祉避難所の開放をすることとしております。それに伴い避難所の設置、運営を行うこととなりますが、町地域防災計画の組織体制に基づき職員の配置がされ、それぞれ任務に当たることとなります。

体制については、厚生部の住民福祉課及び保健環境課が配置部局となります。業務内容

としては、避難所の設置や避難者の誘導、炊き出しや食糧の確保・供給、また医療救護活動など、避難者支援に関する業務となっております。

人員については、男性職員及び女性職員が配置されておりますので、異性が共同で生活することによるプライバシーなどの問題や被災者のニーズにも対応できる態勢となっております。

しかし、大規模な災害時には、避難者自らが避難所運営を行っていかねばならないことも考えられますので、総合的な防災訓練や地区における自主防災訓練において、避難所設置・運営訓練を取り入れていくことも視野に入れながら防災知識の高揚を図っていきます。

次に、「物資の備蓄」についてであります。まず、町で備蓄をしている物資の状況については、飲料水やクラッカー、アルファ米などの食糧品のほか、毛布、ブルーシート、簡易トイレなどの資材に加え、原子力災害に備えたヨウ素剤も備蓄している状況です。

また、そのほかにもマスクや紙オムツ、消毒液など、衛生用品も多少備えているところであります。

今回の東日本大震災における被災地は、様々な救援物資が求められたわけですが、全ての生活必需品を備蓄することは管理上においても非常に困難であり、今、最低限の備蓄を計画的に確保することが重要だと考えております。

なお、今年の9月には、株式会社平和堂と災害協定を締結をさせていただいておりますが、衛生用品や生活必需品については、迅速に供給をしていただく協定となっておりますのでご理解をお願いをいたします。

次に、「DV対策」についてであります。今回の東日本大震災において、多数の被災者が避難生活を余儀なくされたことにより、異性や全くの無関係者と同じ環境で生活するな

ど、ストレスや不満が重なり、DVを受けていると聞いております。

実際に支援として現地へ行ってきた職員からも話を聞きましたが、その対策として、生活支援相談窓口を開設をし、常時相談ができる態勢を整えるなど、また、避難所や仮設住宅においては、コミュニティを大切にされた地域ごとにするなど、被災前と同じ生活環境を持たせ、ストレスを溜めさせない配慮をしていたと聞いております。

またそのほかにも、今回の震災支援として、町からも保健師4名を派遣しておりますが、健康相談や心のケアといった活動を行ってきており、こういった繊細な気遣いにより被災者の感情を少しでも和らげるような対策がこれからの被災者支援対策として必要だと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 防災会議への女性委員の登用についてですが、災害対策基本法では地方行政機関の長、警察本部長などの関係機関や団体の長などに指定がされており、このことが女性登用の大きな壁になっております。

しかし、市町村では、条例改正によって自由に定めることができます。現に、条例改正を行い、女性の登用を進めている自治体もあります。当町においても条例改正を行い、女性の登用を推し進める考えはございませんか。町長に考えをお聞かせください。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 防災会議委員に女性委員の選任についての再質問にお答えをいたします。

防災会議に女性委員を選任することについてであります。当然、女性の意見も大切であります。町としては、それぞれの分野の方からの意見を反映させるために専門委員会を設置をし、協議・検討事項を取りまとめ、防

災会議に諮ることとしております。

その専門委員会の委員にできるだけ多数の女性委員を選任をしていきますので、ご理解をお願いをしたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 防災会議に女性をしっかり入れておくという、ここがこれからの防災対策の根幹となります。是非、積極的に取組みを開始していただきたいと思えます。

そして、防災部局と男女共同参画部局の連携の強化ですが、先ほども町長が言われたように、当町では、本年ようやく中能登町男女共同参画推進委員の会が設置され、23名の推進員が誕生したところであります。

あの阪神・淡路大震災では、何よりも男女共同参画センターのネットワークが復興に向けての大きな力となっております。大災害という危機に直面した時は、平常時の課題が一挙に顕在化します。普段からの助け合い、支え合いの仕組みづくりがそのまま防災、減災のまちづくりにつながります。そして、その担い手として女性の力が大いに期待されているのであります。

当町における男女共同参画の推進のためのネットワークづくりはこれからかと思われまます。非常時においても大いに力を発揮できる様々な組織づくり、そしてネットワークづくりを期待しております。

そこで現在、町の男女共同参画部局は企画課の中で担当職員が1人配置されている形ですが、まず、担当職員を防災会議の一員としていくことから連携のための一歩が踏み出せるものと思われまます。是非、防災会議への登用をお願いしたいと思います。防災部局と男女共同参画部局の連携強化について具体的な取組みへの町長のお考えを聞かせてください。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 これも今、庁内で検討して

強力に進めてまいりたい、そう思っております。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） DV対策における暴力防止の啓発運動についてですが、まず、どういふものをDVというのか、DVとは何かを正しく理解している人は少ないと思われまふ。まず、しっかり認識してもらふ啓発運動が大切でふ。そのためにも、学校現場における子供たちへの啓発運動が大変有効であるとの報告があります。この場合、子供への啓発で留まりません。学校で話を聞いた子供たちから家族への啓発も図られます。

また、デートDVの実態などは、特に高校生にとっては「教えてもらえて良かった」、「自分たちのこれからに必要な知識だ」と、大変好評だということだ。これまでの町の取組みと共に、是非、学校現場への啓発運動も推し進めていただきたふと思ひますがいかかでしょう。町の対応を聞かせてください。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 ただ今の件ですけれども、現実、学校の方でそういうことについての踏み込んだ教育は現在のところやっておりません。今後、関係者と十分検討・協議しながら実施する方向で対応をしていきたふと思ひます。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 今回の東日本大震災をうけ、日本は地震活動期に入ったとの見方が広がっております。地震予知連絡会の島崎邦彦会長は、「我が国にとってこの10年から20年間は大変な時期を迎えるという危機感が必要です。だからこそ、東日本大震災からの復興と同時に、今後起こるであろう大震災に備えることも喫緊の課題となります」と語っておられます。私たち一人一人もいつ起こるとも限らない災害に対し、万全の備えを心掛けていかなければいけません。究極の防災対策は、コミュニティの形成であるとい

われます。そのためには、女性の視点が大切なのです。中能登町におきましても、町民の生命、生活を守るために、女性の視点からの防災対策に積極的に取組んでいただきたふと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、次に2つ目の質問に移ります。

安全・安心の情報管理について質問いたします。

今年9月、羽田空港に勤務する50代の男性主任航空管制官による機密情報漏えい問題がありました。個人のブログサイトに米大統領専用機エアホースワンなどの航空機のフライトプランの画像を掲載していたことが判明したのです。日米の信頼関係を大きく損なう深刻な国家間の問題に発展しております。彼は「2001年頃から職場で撮影した写真をブログの掲示板に載せていた。知人に見てほしかった」と説明しているとのことで、職責に対する危機感の無さにあきれざるばかりです。そして、管制室で禁止されているはずの個人のデジカメを持参し、人物や風景などを撮影している行為に職場の方々も問題意識を持たなかったのでしょうか。

また、7月には別の管制官が同じくブログに社内事情を公表し、省内でもブログによる情報漏えいリスクが告知されていたところでもありました。

そんな中で、この9月まで彼の行為がなんら社内でも問題にされてこなかったというのは組織自体にも大きな問題があります。社内ルールがあつたとしてもこれを形骸化したものとしか認識できないような組織の体質があるように思われます。情報漏えいに関する組織のリスク感覚が問われる事例です。同じような事態に直面することはどこの会社、組織においても考えられます。国交省においては、単に問題の管制官に対する懲戒処分の可否を検討するだけでなく、情報漏えいのリスクをどのように提言させていくのか重要な職責に相反し、軽すぎるモラル、相次ぐ不祥事

に対し具体的対策が急がれます。

さて、中能登町におきましても、先般、統合中学校建設事業に関する情報漏えい問題が起きています。新しい中学校の開校を心待ちにしていた町民にとっては大変ショックな、また残念な出来事でした。既に2カ月以上が経過しましたが、未だに町民の皆様の間では「あれは何だったのか。どうして起きたのか」と、不信が渦巻いております。是非、今議会におきまして、杉本町長より町民の皆様にも納得していただける明解な答弁を求めたいと思います。

まず1点目は、今回の情報漏えいはなぜ起きたのか。執行部の中枢で起きた根本原因は何なのでしょう。答弁を求めます。

2点目は、このような不祥事を再発させないために、まず役場組織内における自助対策はとられたのか。更に外部機関による対策はとられたのかお聞かせください。

例えば、自助対策としては、情報漏えい撲滅プロジェクトや撲滅委員会の発足、そして外部機関による対策としては監査員等による業務監査の実施などが考えられるかと思いますが、この2カ月で具体的にどのような対策をとられているのかお聞かせください。

以上、2点について町長の明快な答弁を求めます。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 情報漏えいの根本原因についての質問にお答えをいたします。

この質問は、8月に執行された中能登中学校建設工事にかかる入札について、副町長がその入札に参加する業者を、入札前に知人に漏らしたという事案を指摘されていることと思います。

ご承知のとおり、町職員は、地方公務員法において、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、いわゆる「秘密を守る義務」の規定があり、これを遵守することになっております。

また、その職の信用を傷つけ、また職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないと「信用失墜行為の禁止」も規定されており、これは地方公務員として最も基本的なサービスであります。

ご質問の今回の情報漏えいの根本原因についてですが、不注意によるものであり、思い違いによる単純なミスでありました。しかしながら、副町長という職員を指導・監督する立場であることを考慮すれば、その影響は大きいものがあります。

そこで、総務課長に懲戒審査会を開くよう指示を行い、「戒告処分」が相当との答申をいただき、処分を行ったところであり、本人もおおいに反省をしております。

町民の皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことについて、ここに改めてお詫びを申し上げます。

その後、本人から減給の申し入れもあり、それも受け入れをしました。

次に、情報漏えいの具体的な対策についてですが、町では戸籍や税務事務など個人情報を取り扱う業務があり、その情報の取り扱いについては、これまでも十分注意をしておりましたが、今回のことを踏まえまして、私から今後の事務にあたっては細心の注意を払うよう指示をしました。

また、二度とこのようなことを起こさないよう、職員の意識を更に高めるとともに、情報管理に関する強化について対策を図っております。

今後は、県の開催するコンプライアンスに関する研修等にも職員を参加をさせ、より一層、認識を高めるようにいたします。

今回の事例のように、信用を失うことは一瞬ではありますが、これを取り戻すことは容易ではありません。これから、私を含め職員一同、気を引き締めて業務を遂行してまいりますので、なにとぞご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 今回の事件は、町の公共事業に関する情報漏えいでありましたが、更に先ほど町長も十分注意をしてきたという、町の町民の皆様の個人情報の漏えいということもこれまでにあり悩んでこられた方々がいるとお聞きます。

他人が知っているはずのない、そういった町民の個人情報が漏えいする。こういった問題が起きるということは、公務員の守秘義務に対する認識の甘さや、情報漏えいによるリスク感覚の鈍さといった組織の体質があるように思われますがいかがでしょうか。町長の見解をお聞かせください。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 町民の個人情報が漏れたということは、私は今まで聞いてはおりません。もし、そういうことであれば、具体的に私に言っていただければそれを調べて対処したいと思いますけども、ここ7年間ほどそういうことは聞いてはおりません。そういうことは私は無いと思っております。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） それでは、情報漏えいを防ぐ、先ほど町長がおっしゃいました、職員の研修会という、この研修会の具体的な内容というのはどのようなものかお聞かせ願いたいと思います。

また、再発を本当に防ごうとするのなら、更に外部機関による監視対策は不可欠かと思われませんか。答弁を求めます。

○議長（坂井幸雄議員） 永源参事兼総務課長

〔永源 勝参事兼総務課長登壇〕

○永源 勝参事兼総務課長 まず、この事件が起きたあとに、まず課長会議で、各課長に各課の今の個人情報についての取り扱いについて十二分に注意を払うようにまず指示をしたところであります。

それから、具体的には、その情報の管理について、担当1人に任すのではなく、必ずもう1人にチェックをさせるというようなこともやっております。

それから、今の外部団体の監査等ではありますが、毎月、監査委員さんにも町のいろんな監査をしていただいております。10月の終わりにも町の定期監査等もありまして、そういうところにもそのような問題についても一応見てもらっているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 最後に、二度とこのような不祥事を我が中能登町において起こさない、起こさせないという町長のご決意を、今一度お聞かせ願います

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 これは常々、町長の職にある者としては、気持ちをより持ち、そして固い決意を持って私自身がそのことに一番先に邁進をし、それを職員の皆さんに見せ、そして気を引き締めてやっていかねばならないと常々そう思っておるわけでありましてけれども、今回のこういう問題は本当に思い違いというか、今までそういうことがあった、今回もというような気の緩みであったと、そう思っております。そういう中で、今一度、こんなことが無いようにやってまいりたいと、そう思います。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 情報漏えいの現実的な抑止力となる対策をしっかりと実行していただき、町民の皆様が本当に安全・安心を確保できる情報管理を杉本町長の力強いリーダーシップのもと、全職員が心して臨んでいただくよう強くお願いをし、私の質問を終わります。

○議長（坂井幸雄議員） 次に、5番 宮下為幸議員

〔5番（宮下為幸議員）登壇〕

○5番(宮下為幸議員) それでは、12月議会に向けまして、3つのことを聞きたいと思ひます。

まず最初に、防災教育、給食の食材についてということでお聞きしたいと思ひます。

東日本大震災の発生から9カ月が経ちました。あの震災を授業でどう扱い、子供たちに何を学ばせなければいけないか、そういう問題意識から、3月11日に発生した東日本震災をうけての防災教育、放射線教育の取組みは。それと放射性物質の規制値が文科省によって決められましたが、その対応はどうなっているのかをお伺ひしたいと思ひます。

○議長(坂井幸雄議員) 池島教育長

○池島憲雄教育長 ただ今のご質問にお答えをいたします。

まず、防災教育についてですけれども、学校の方では年に2～3回火災や地震を想定した避難訓練を実施しているところであります。

日本で発生いたしました原子力発電所の事故にかかわることにつきましては、折に触れていろいろな機会を通して、児童生徒にはそのことに担任が話をしたり、教科の中で話をしたり、学校長が全校集会で話をしたりというようなことで対応をしていることだろうというように思ひます。

とにかく、安全指導につきましては、生命を尊重し、日常生活における危険を予測して、安全に行動できる資質や能力を養うことを目標にしながら取り組んでいるところであります。

これまでは、津波とか放射能災害などについては、想定しない状況でありました。自分が学校現場にいた時も、そういうことについてはほとんど触れたことがなかったなというようなことを今思ひております。

平成20年の3月に行われました新学習指導要領の改訂により、中学3年の理科で原子力発電や放射線の性質と利用について学習が始まることになりました。

この度の東日本大震災をうけて、文部科学省では、11月に放射線に関する副読本を作成し、全国の教育委員会に配布されました。同時に、全国の小学校、中学校、高校にも配布する準備を行っているところであります。

この件につきましては、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故によって、放射性物質が大量に放出されてしまったことによる重大性に鑑み、日本の将来を担う子供たちに、このような困難な状況にどのように対処していくのかというようなことの一番の基本になります放射線などの基礎的な性質について理解を深めることが重要であるというような考えのもとで、小学校版、中学校版、そして高校生向けの3種類の副読本を制作して現在配布されようとしているところであります。

中能登町におきましても、志賀原発の30km圏内に含まれることもありまして、この大震災を契機といたしまして、国・県の指導を受けながらいろいろな面から防災教育に取り組んでいきたいというように思ひているところであります。

それから2つ目の、給食の点から放射性物質の規制値についてお答えをいたします。

現在、厚生労働省により、内部被ばく防止の観点から、食品に含まれます放射性物質の摂取制限の指標として、暫定規制値が設けられております。

具体的には、放射性セシウムが米や肉、魚、野菜で1キロあたり500ベクレル、水や牛乳で200ベクレルという一律のものであり、これを超えた食品につきましては、出荷制限が出され、市場に流通しないようになっております。

ただ、大人も子供も幼児も一律の規制値でありますので問題があるとされますし、学校給食関係者や保護者の皆さんから心配する声があがってきているのも事実であります。

東北、甲信越、静岡の17都県に通知した

食品 1 kg あたり放射性セシウム規制値 40 ベクレルの件につきましては、多くで誤った解釈がされております。このため、文部科学省では 12 月の 6 日に記者会見を行いまして、文部科学省の見解を示しています。

それによりますと、この 40 ベクレルという数値は、文部科学省が学校給食に含まれる放射性物質の基準を設定したものでなく、学校給食の検査設備の整備に関する補助金にかかわる購入機種を選定の目安を示したものであるということでありました。

現時点におきまして、町で使用する給食の食材については、国・県の方針に従って、暫定規制値以下のものしか市場には出回っていないという考えで対処しているところであります。

先日も、学校給食の関係者の方からお話を聞きましたところ、極力地元産、県内産の食材を意識して使うようにしているというような、そういうことも聞いているところです。いろんなところで安全・安心の意識を持って対応されていますし、今後もそういうことについては敏感に情報を得ながら対応をしていきたいというように思っています。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下議員

○5 番（宮下為幸議員） 今、教育長が 1 kg あたり 40 ベクレル以下が目安ということを言われましたが、それは規制値の目安なんですか。目安じゃないということを文部科学省が撤回したということですか。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 40 ベクレルというのは規制値ではなくて、機具を購入するときに補助金の対象になるか、ならないかの基準を示すところであって、食材に関する 40 ベクレルがどうのこうのということとは全く関係ない話であるということで、文部科学省の方で記者会見をして話があったということです。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下議員

○5 番（宮下為幸議員） それは、太平洋側の震災をうけた地域は多分にして 1 給食あたり、多分ミキサーか何かそういう機械で多分するはずで。そのための要するに補助金として国が今そういう機材を購入して規制値を図ると、ということに聞いておるんですけど、あくまでもこれは、今、例えば、全国の都道府県の教育委員会へ通達したと、ということで、その機材というのは、多分補助金は石川県はこないと思うんですが、それは間違いなく機材のための規制値の目安としてなったんですか。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 私どもはそのように聞いて理解しているわけです。40 ベクレル以上精密に測れる、そういう機材という意味で捉えているところです。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下議員

○5 番（宮下為幸議員） それとですね、先ほど副読本の話が出ましたが、10 月 17 日、正確には 10 月 17 日に副読本が出されております。私もそれ、副読本に目を通してみましたが、その肝心なところがですね、小学生向け、中学生向け、高校生向け、3 つの副読本ができてはいるわけですが、その中で、副読本の中でこれからも学校の先生方の研修を通じてされるというようなことを言われましたが、これ、一応、人体の影響ということで、そういう中でヨウ素剤、そういうことが取り扱いなされてない。今、新聞でも出てましたが、羽咋市では、小中学校、保育所、全部の保育所ですね、公的な保育所も民間の保育所も、そういうところに全て保管庫を設けて備蓄して、そして防災訓練を震災の、地震の原子力の訓練をしたと聞いております。

中能登町もそういうヨウ素剤をですね、できれば小中学校、保育園のところに置くべきじゃないかということを思いますが、その辺についてどういうふうを考えておいでるか。私は独自で、その中能登町の一つの教材の中

で教える、子供たちにも教える必要があるが
じゃないかなということをおもっています。
その辺について、教育長はどういうふう
に考えておいでるかお聞きしたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 副読本による学習
の中でヨウ素剤のこと、それから保管の
こと、そういったことについても触れて
いけばいいのかなというようなことを
おもいます。ただ、副読本、3種類
あるわけですが、十分中身をずっと、
全部読んだということでもありません
ので、そういうようなことを見なが
ら、また、県等の方針なんかも見
ながら学校現場、中能登町での
そういうような学習の中で何が
必要なのか、何を進めなければ
ならないのかということも検討
しながらやっていきたいな
というようにおもっています。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） 前の決算
委員会の際にも、保健課長にその
ヨウ素剤のことについて、どう
いう時期に、どの時期に服用
させるかということをお伺い
したんですが、答弁は返ってこ
なかつたようなことなので、
それ今、事前に保健課長に言
うてあるものですから、それ
ちょっと聞かせて、どうい
う時期に服用させるのかを
お聞きしたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 西浦保健環境課長
〔西浦 順保健環境課長登壇〕

○西浦 順保健環境課長 まず最初
に、ほかの方から一つ、私の見
解として述べさせていただきます
と思います。

まず、ヨウ素剤は劇薬指定であり
まして、また、アレルギー、副
作用を伴う物質でございます。
誤飲や紛失を防ぐため、厳重
に保管しなければならないこと
でございます。

また、現在、ヨウ素剤について
は、旧町単位において、いつ
でも対応できるよう3箇所
に分散しておるものでござい
ます。

町は行政面積89.3㎡と小さく、
この配布計画においても、各
避難所での配布を基本

としております。いつでも対応
できる体制づくりと考えてお
り、災害はいつ起こるか分
からないものでございます。
そこにおいて、学校に配備
すると24時間の対応等にお
いて難しい問題もあるのでは
ないかなと理解しているもの
でございます。それがまず1
点目でございます。

ヨウ素剤の服用時期でござい
ますが、国のガイドラインに
よりますと、被ばくする24
時間前から被ばくする直前
までに服用させるよう求め
ておるものでございます。以
上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下議員

○5番（宮下為幸議員） もう一
回ヨウ素剤のことをお聞き
しますが、町長はどうい
うふうに考えておいでるか
分かりませんが、町長に
ちょっとお聞きしたいと思
いますが、その羽咋市が14
年前から保育所、小中学校
に置いているということ、
保管庫の中に、各施設の
保管庫の中へ入れてしてい
るというお話を聞いてお
ります。その辺、中能登町
も本当に隣接のUPZの30
km圏内に安全保安委員
会でありましたので、是非
ですね、町長の見解として
どうい
うふうにその子供たちの
ために、多分にして今日
の新聞にも出ておりましたが、
遅れて被ばくした子供たち
が多分いるような形で今日
の朝の新聞にも書いてあり
ましたが、そういうことを
思うとやっぱり、これか
らのチェルノブイリの一緒
な現象が出てきて、これか
ら結婚、妊婦さんになる
方が、その人たちの子供
が産まれてくるということが
心配ですから、まず、今
課長が言われたように、24
時間以内に服用すれば大
丈夫だと、そういうことを
お思いますと、是非です
ね、中能登町としても小
中学校、保育園に保管庫
を設けていただいで
けるような体制にでき
ないのか、町長の見解
をお聞きしたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 ヨウ素剤につ
きましては、旧町の時代
からずっと鹿西にも1箇
所に置い

てありましたし、鳥屋にも置いてあったのではないかなとそう思っておりますし、今、合併いたしまして、3日分くらいは3つに分けて置いてあります。そういう中で、今、お話のように、それぞれの学校、あるいは保育所に置けばどうかということでもありますけれども、やはりその一番の問題は、はっきり飲ませるのかということではないかなとそう思います。今言われたように、24時間以内に飲まなければ効果が無いということでもあります。いよいよ地震や、どっかへ避難をしてくれ、そういう時に本当に確実にどうしたら飲ませられるのか。夜であったりまた、日曜、祭日であった時には、どのように飲ませるのか。本当に原子力の放射能がきておるのか、そやさかい飲まなければならない、そういうこともあろうと思います。

今、国の指針でそれを受けて、県の防災の指針が出る。それをしっかりと見極めながら、どうすれば一番効果があるのか、町民の皆さんに安心してもらえるのか、これからじっくりと考えて、一番いい方法、効果のある方法をとっていきたい、そう思っております。

今、保管してあることは、いつでも飲ませられるんですけども、緊急の時にどうやって飲ませられるかということが一番問題でなからうかなと、そう思っております。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下議員

○5番（宮下為幸議員） ヨウ素剤は被ばくしてから6時間経ちますと防止できない、効かないということを聞いておりますので、是非、その対応というか、それが本当に万が一なった場合、早急な対応をとらなければならないなということを感じます。

それでは2点目の耐震化について、小中学校の耐震化はどうなっているかをお聞きしたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 それでは、小中学校の耐震状況についてお答えをいたします。

文部科学省では、平成20年の中国四川大地震を教訓に、全国の学校施設の耐震化に重点を置いてまいりました。このため、中能登町では平成21年度に最も耐震強度が低かった御祖小学校の特別教室棟と鹿島中学校の体育館の耐震補強工事を実施してきたところであります。これによりまして、町内の小中学校で耐震基準を満たしていないのは、御祖小学校の普通教室棟、それから滝尾小学校の普通教室棟及び特別教室棟、そして鹿島中学校の普通教室棟と特別教室棟となっております。

平成23年4月1日時点での調査によりますと、石川県の平均耐震化率は77.0%、中能登町は76.7%となっております。

平成25年4月に統合中学校の開校によりまして、鹿島中学校の耐震問題は解決、解消されることとなります。

残されたのは、鹿島地区の小中学校の問題でありますけれども、私どもは早期に安心・安全な環境を提供するうえでも、一刻も早く鹿島地区小学校の統合を進めまして、新校舎を建設してまいりたいというように思っています。これによりまして、町内の耐震化率は全て解決できるというようなことでありますので、是非ご理解とご協力をお願いしたいというふうに思っています。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下議員

○5番（宮下為幸議員） 今、平成23年度のですね、政府の第三次補正予算で耐震について1,600億円ほどの予算がつきました。そういう中で、中能登町が76.7%で今言われましたが、これがみんな今、1,600億円が使われると、日本で89%の小中学校が耐震化をしたこととなります。この今言われた御祖普通教室、滝尾普通教室、鹿島中学は一緒ですが、それに鳥屋中学も含めてですね、まだまだ何年先になるか分からないというよう

な現状なのか、この1,600億円を利用して今後、近年されるのか、その辺のことについて聞きたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 この耐震のクリアですけれども、平成25年4月には統合中学校が完成いたします。それから私たちがお願いしているのは、平成27年度に鹿島地区の小学校の統合問題と申しますか、統合小学校が完成させていただくという計画を持っております。それによりまして、100%耐震の問題はクリアできるというようなことを思っています。その前に、補強工事をというようなことになると、少し現実を考えた場合に不可能かなということをおもいます。早く再編を完了したいというように思います。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下議員

○5番（宮下為幸議員） 27年に統合小学校ができるというようなことを言われましたが、果たしてそれまであと何年間で、本当に子供たちがその耐震設備をしていない学校で安全・安心に暮らせるのか。万が一想定外のことが起きたら、誰が責任をとるかという問題も出てきますので、その辺しっかりした、1、2年で大丈夫なのか、執行部の方では、今教育長が言われた考えと全く一緒なんですかね。25年に統合中学が開設する。27年に統合小学校が開設する。それまで待っとれということやね。だからその辺、せっかく国もそういう第三次補正予算で1,600億円のお金を出すんですから、多分にしてあらかたのお金が返済しなくてもいいようなお金だと思うんです。その辺、本当に1、2年間、安全・安心して子供たちを見守れということですか、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、小学校につきましては、これからお願いもしたり、各地域を回っていて、今できればというような27年とい

うことでございます。そういう計画を持っていて、今1,600億円であろうがどうであろうが10年間ぐらいのスパンがなければ、まず認めてくれないと思います。今、統合を頼むと言っていて、その1年か2年間の間、直すからということは無駄使いというような格好で認めてもらえないとそう思います。そういうところからいけば、なおさら早く統合小学校というものを開校したいと、そういうことでございます。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下議員

○5番（宮下為幸議員） 今、町長のいろいろな合併特例債とかそういうことを含めまして納得はできるんですけど、本当に何か子供たちが本当にあと1、2年の間に想定外のことが起きて、万が一四四川省のようなことが起きたら大変だなという感覚はしますが、この辺いろんな意味で中学校はもう目の前に差し迫っていますので、鹿西中学とか、それは耐震設備の基準値がクリアしていると思いますので、その辺もいろんな意味で利用させていただいて活用できないかということも含めて次の問題に移ります。

教員について。教員の年齢構成の男性教員の育児休業とありますが、育児休業です。すいません、間違えましたので、育児休業があるのか、ないのか。あれば育児休業を活用している先生方はおいでののかどうか。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 ただ今のご質問、教員の年齢構成、それから男性教員の育児休業についてのご質問でありました。

まず、年齢構成ですけれども、石川県内全体では、50歳以上の教員が占める割合は50%を超えております。全国的にみても県内の教員の平均年齢は非常に高い状況となっています。

このことは、世代ごとの教員数のバランスが悪いということにも繋がりますし、このあと、今もそうなんですけれども、教員

の大量退職の期間が続きます。数年にわたって続くこととなります。

このために、県の教育委員会の方では、平成23年度、今年度なんですけれども、教員採用の数が非常に多くなりました。350名近くの教員を新採で採用いたしました。来年も、それからその次の年もということで、私たちが最近思っていた100人程とか百数名という新採に対して350前後という非常に大量の新採が採用されることになっていきます。しばらくは大量退職、そして大量採用の期間が続くんじゃないかな、それによって少しずつ教員の平均年齢も下がってくるんじゃないかなというふうに思います。

それから、男性教員の育児休業についてですけれども、これは男女を問わず、お子さんが3歳になるまで、3歳に達するまでは育児休業をとることができます。3歳ということですので、最も長くて3年、1年間とることでもできるし、夏休みなんかと続けながらとか、1年半とか2年とか、それは事情によって違うわけなんですけれども、ただ、町内で私の知っているところでは、男性教員が育児休業ということで1年間休業しているよ、2年間休業しているよというのはありません。

教育事務所の方に尋ねましたら、中能登教育事務所管内でも1、2名程度だなということを知りました。もちろん、休業の間は給料はでません。それが終わればまた現場に復帰できるという、そういうことです。男女問わず、そういう制度が認められているということです。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下議員

○5番（宮下為幸議員） 今、教員の年齢構成のことを、県のことを言われましたが、中能登町の教員の年齢構成ということで話を出したと思うんですが、それはどういうふうになっているのかを聞きたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 堀内教育文化課長
〔堀内浩一教育文化課長登壇〕

○堀内浩一教育文化課長 中能登町の教職員の年齢構成につきまして説明をさせていただきます。

中能登町の小中学校に勤務する教員は総数で119名でございます。うち、20歳代が4人で3.4%でございます。それから30歳代が16人で13.4%でございます。それから40歳代が40人となっております。それから50歳代が59人で49.6%と、こういう数字になっております。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下議員

○5番（宮下為幸議員） これ、今聞いた数字を見てみますと、かなり不均衡な数字だなと思います。来年、再来年も、今年も350名ほど県教委は採りましたし、来年もそういうふうだと、今教育長は言われましたが、統合中学校を控えてですね、本当に身を粉にして働くような先生を是非、教育長に入れていただいて、素晴らしい統合中学校を、できればまた教育長さん、一つよろしく願いいたします。これで私の一般質問を終わります。

○議長（坂井幸雄議員） ここで、2時45分まで休憩をいたします。

午後2時39分 休憩

午後2時48分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 再開いたします。

次に、1番 山本孝司議員

〔1番（山本孝司議員）登壇〕

○1番（山本孝司議員） それでは今回、2点の件についてご質問をいたします。

1つ目は、統合中学校についてお尋ねします。

今、9月、起工式が終わって、先月の下旬に目に見える形で工事が着工になったかなというように思っております。

先の全協においては1カ月弱、計画よりも遅れているというような説明も受けました。そういったところで、現在、建設専門委員会で

すか、進行状況はどのようになっているのか、大体目標の何パーセントぐらい進んでいるのか説明願います。

また、2点目には登下校についてですが、いろいろと説明会を行ってきていると思いますが、その中でも保護者の皆さんがやっぱり気になるところが登下校。どういった方法で登下校を考えておられるのか、こういった面も知られているようでまだまだ保護者の皆さんにはまだ知られていないというのが現実でございます。そういったところで、登下校についてでも説明願います。

また、3つ目ですが、これも本当に保護者の皆さんが気にされている部活動についてですが、これにおかれましていろいろと委員会、協会、体協ですか、の連携などもおっしゃっておられましたが、そういったところでこれもどういうふうな感じで考えておられるのか。先にも前回の議会にもちよっこり質問させていただきました。新中学校の選択のことについてでも、ある程度部活動で、去年はある程度あちこち移動されたということも結果が出ております。今年度も多分ある程度もうこの時期はそういった集計もされておると思います。多分に、それに関してもやっぱり部活動関係であちこち行っているかとも思いますので、そういった面でまた部活動についてでもまた説明願いたいと思います。

4つ目ですが、新中学校になりますと、500人規模の生徒数になります。私が知っている限りでは、ここ旧鹿島、また中能登町においてでも、こういった大人数の学校といえますか、私自身体験したこともありませんし、子供たちももちろん体験したことはないと思います。そういったところで様々なトラブルが発生してくるのかなど。学校生活においても、また保護者の皆さんにおかれてもある程度そういったトラブルの心配というものは気にかかることであると思いますので、そういった面でどういう対応、多分マニフェ

ストみたいなものはあるとは思いますが、そういった内容と対応とをどうするのか、考えておられるのか、答弁願いたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほど、統合中学校に係りまして沢山のご質問をいただきました。

まず1番目、統合中学校の建設の進行といえますか、進み具合ということですか。校舎の工事につきましては先月末、基礎杭工事に着手することができました。冬場に向かっての工事着手となったわけですが、平成25年4月の開校までには当然間に合いますし、12月を目途にというのが多少1月にずれ込む心配もあるのかなとは思いますが、着々と進めてまいりたいというように思います。

また、開校に向けてのソフト面の取組みにつきましては、8つの専門部会で取組みを進めております。既に終了した専門部会もありますし、今、これからいよいよ山場のところもあります。トータル何パーセントかと言いますと、半分は超えて、一気にこの後いろんなところが完成していくのかなというように思います。

具体的に言います。教育活動部会ですけれども、これは学校の先生方が中心になっていきます。学校運営のこと、教育課程のこと、部活動のこと、生徒会活動のこと、応援団、学校行事、修学旅行など、そういったことについてスムーズな開校にいくように協議を検討を進めているところです。

それから、校章校歌部会です。校章は決まりました。現在、校歌の制定に取りかかっているところです。作詞については、中能登町にゆかりのある方という限定のもとで公募を行っています。11月発行の町広報並びにホームページでお知らせをしているところです。作詞が決まり次第、作曲について、また専門

部会でどのように進めるかを協議し、開校半年前の9月を目標にして完成をしたい。その後、学校現場に練習、いろんな所で練習に入りたいというふうに思います。

それから、通学輸送部会です。現在、協議を進めております。ただ、皆さん方にお示しできるまとまった段階ではありません。開校半年前の、これも9月までには通学輸送はこのように決定しましたというのをできますように、精力的に取り組んでいます。

それから、閉校事業部会です。毎月1回のペースで部会が開催されております。閉校記念碑の設置、校歌や応援歌、現在の校歌、応援歌のDVDで残す取組み。閉校記念行事の取組み、そういった3点について取組みを進めているところです。

それから給食部会です。当初の課題でありました給食費の単価をどうするのか、徴収方法をどうするかについては、基本線が決まったというように聞いております。

それから、閉校記念誌部会です。これは骨格的な協議を終えて、いよいよ記念誌の内容調査、編集、原稿作成という段階に入っていました。平成25年3月までに発刊の予定です。

それから、制服体操服の部会です。必要な協議は全て終了いたしました。既に現在の中学校1年生から適用しているところです。

その次に、PTA組織部会。統合中学校のPTAの組織をどうするか、規約をどうするかというのが継続的に検討が行われております。組織や規約の明文化の作業に今入っているのかなというように思っています。

以上のような進捗状況です。協議を終了したものは1つですが、来年の9月までには全てが終了する予定でおります。

それから2つ目、登下校の問題です。登下校の問題につきましては、徒歩、それから自転車通学の対象区域の設定、これが一番の大きな問題かなというように思います。安全な

通学路の選定をどうするのか、点検をどうするのか。状況を見ながらどのようにより安全を図っていくのか、そういう歩道の問題。それから柵の問題、そういったことも十分検討しながら開校までにはおおむね整備の方針が決まっていくのかなと。ただ、開校に合わせて、全て通学の問題、歩道の問題が完了できるかということになりますと、なかなかそういうわけにもいかないのかなと。開校後も順次、そういうことを進めていきたいというように思います。

それから3つ目は、部活動でありました。私たちが説明会に回っている時に、一番多く質問され、意見を出され、要望が出されるのはこの部活動であります。新しい中学校にどのような部ができるのか、できないのか。いつ決まるのか。誰が決めるのか、というようなことをしょっちゅう聞かれました。非常に沢山のご意見をいただきました。説明会が終わった後、数名の保護者の皆さんが残って、そしてより熱心にお話される場所もありました。

基本的には、私たち教育委員会で統合中学校にこういう部活を作りますよというように、そういうことを決めるものではないわけですが、ただ、非常に大きな問題になっておまして、統合中学校開校時に部活動がスムーズに運営できるように、盛り上がるようにということを考えますと、やっぱり今から統合中学校開校にそれが活かせるような、そのままスタートがきれるような、そういう中身を検討してまとめる必要があるなというように思っています。

早速検討委員会を組織して、そこで検討していただいて、それを少なくとも1、2年はそれを現場で活かしていきたいということをおっしゃっています。

それから、4番目につきましては、学校生活によるトラブルの問題であったと思います。3つの中学校が1つになるということで

すので、いろんな心配も当然されるようになるだろうというように思います。カウンセラーを配置する。それから日常の子供たちの様子をしっかりと見守っていく。規模が大きくなるので、ものすごく学校外での行動なんか心配になるというようなこと、沢山心配なことがあるわけですがけれども、やっぱり一番の大事なところは、学校のスタッフ、先生方が、特に学級担任、学年所属の先生方が、いかに自分のクラスの自分の学校の生徒たちとよりよい人間関係を築くことができるのか、信頼関係をどうして高めていくのかという、その点につけるのかなというようなことを思います。開校時の先生方のスタッフが、「よし」というような、そういう気持ちで子供たちと是非接していただきたいというようなことを思いますし、そういうようなことを絶えず現場に指導をして、立派な開校の1年目を送れるようにやっていきたいというように思っています。雪対策はあとですね。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） 進行状況におかれましては、大体順調よくいっていると。若干終了した委員会もあるということで、ある程度順調に進んでおることは、今後ともまた順調にまた進んでいただければというように思います。

また、登下校の問題についてですがけれども、今、教育長が説明した中で、一番保護者の気になっているバス通学。バス通学といえますか、今、とりあえず新中学校にはバスターミナルというのは多分一画に建設される予定だったと思うんですがけれども、そういった一番気になっているそのバス通学というか、公共のバスを使うのかスクールバスにするのか。また、どういった方向なのか、そういった考えもある程度9月までには方向性としては示すと思うんですがけれども、やっぱりもうちょっと早く方向性というものは保護者

は気にしているんですけれども、そういったところで、バス通学に関しては、今、現時点でどのようにお考えですか。回答願います。

○議長（坂井幸雄議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 バス通学のことにつきましては、現在いろんな資料を集めて調整しているところでございます。鹿島地区には路線バス、従来からの路線バスも走っておりますので、それも含めて、コミュニティバスも含めて活用を図れないかということで考えております。

まだ、先ほどの教育長の話もありましたように、まだ皆さんにお話できる段階にまだ至っていないものですから、そういうことでご了解いただきたいと思います。できるだけ、9月に限らず早くできましたら、早く皆さんにお示ししたいと思いますのでよろしくお願い致します。

○議長（坂井幸雄議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） できるだけこれに関しては早く情報をいただければというように思いますので、極力よろしく願いいたします。

部活動等についてですがけれども、これも教育長さんの今の説明の中にいろんな保護者からの意見がありますけれども、教育委員会では決定することではないというような答弁だったと思います。そういった中で、今、説明会におかれても、いろいろと保護者の皆さんからの意見等を聞かれておられると思いますけれども、そうなってくると決定することができないということは、今後どういった新たな組織や委員会を設定すると言っていましたけれども、そういう設定された組織、委員会の人たちと今後話を進めていくことになると受け止めればいいのか。答弁願います。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 統合中学校に設置する部活動に関して、全てのことについて特別部会

を緊急に立ち上げて、そしてそこでどのような部を作るのか、作らないのか。部を新たに作る時にはどういう条件なのか。そういうようなこと全て検討をしていただいて、簡単に言えば答申をいただこうと。少なくとも1、2年はその通りにやる。そして状況を見ながら訂正・変更をする必要があればやっていく。開校時には「ほとんどそれでいくよ」という、そういう原案を作っていただきたい。来新年の夏までに、1学期の間に「これでいくよ」というまとまったものを作ってもらような段取りで今進めたいというように思っています。どういうメンバーでお願いするか、今話し合いをしているところです。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） それなら早急にその組織なりを設定、作っていただきまして、より一層また開校時にはスムーズな方向にいけばと思うんですが、でも当初、教育長が考えておりました開校時、学力なりスポーツ、県内トップレベルというような方向も言っていました。私も目標としては本当にいいと思うんですけども、今の回答によりますと、とりあえず開校時、トップクラスと言っていましたけれども、いや、開校してからでも考えていくという、最初掲げていた開校時にトップレベルというような考えは若干やわらいたというような捉え方でいいんですかね。回答願います。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 私たちは統合中学校に3つの点について大きな期待を持ちながら進めてまいりました。1つは、しっかりと勉強して学力が高い、トップを目指す。2つ目は、熱心に部活動に頑張る学校。しかも、これは表現は不適當かも知れませんが、勝てる学校、強い学校を目指したいなど。それから3つ目は、生徒会活動に熱心に頑張っていて、自治能力があって、自分たちの生活態

度を自分たちでしっかりとコントロールできる、礼儀正しく服装がしっかりとっていて、「ああ、中能登中学校の生徒は立派だな」と見られるような、そういう生徒たちになってほしいなという、その3点についてやってまいりました。

今ここにデータをあげて、どこの学校が何点で何番ですよというようなことは、ちょっとそういうことに触れるのは不適當だと思います。ただ、そういう学力調査等の結果を見ましても、少しずついいですか、盛り上がってきているなというように思います。

ただ、3校集まりますので、1校だけ頑張ってもこれはダメなんですね。3校集まって平均されると、3つともが同じ歩調で頑張るといようなことで、今あと1年間、目指すところに向かって頑張っていきたいなと思います。

それから、非常に残念なのは、これまでの伝統ある、俗に言う、よく頑張って輝かしい歴史をもっている部については、そのまま統合中学校で引き継いでほしいなということをおっしゃるんですけど、なかなか思うようにいきません。強い子供たちの流れもありますし、部員の数のこともありますし、期待していた部は陰をひそめつつある部もあります。ところが、また新しいところで頑張りが目立つようにもなっていました。

そういうことで、開校時に「やったなー」と言われるような部が複数できるように、どの部でもいいです。「よし、僕たちはやるよ。よし、これは学校の方でやらせてやる」という、そういう部員の意気込み、それから顧問の意気込み、そういったところがしっかりと盛り上がるのを開校に向けて頑張りたいなど。決してゼロではないだろうなというように思います。複数個、できれば片手ぐらいいならんかなという夢は持っているところです。生徒たちも、中能登3校の生徒たちの態度を見ても、礼儀を見ても、開校に向け

てより一段と心にそういう思いを持って取り組みを進めていきたいなと思っています。3点について頑張っています。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） 教育長の熱い気持ちは分かりましたけども、でも私、今現在、私の聞いている限りでは、この本当に部活動に対しては、子供らは頑張っていて実際に動いていくと思うんですけども、指導者なりの方がやっぱり一番キーポイントになってくると思います。本当に指導者になってくると、本当に大人数になって、先生たちだけじゃとてもでないが本当に無駄だと思うんですけども、その指導者におかれましても、本当に大体がボランティア的な存在の人かとも思います。そうやってきた時に、やっぱり部活動の時間帯、そういった時に指導者が協力してくれるかといえば、実際の話ちょっと難しいところもあるのかなど。そういったところで本当に部活動にも力を入れていくということになってくると、やっぱり今後、その新設される組織の人たちが本当に考えていただかなければならないことだと思いますが、今後ともそういった、みんなして連携して、教育長が言っておられます、本当に5番目ぐらいの成績があげられればなというふうに私も思っていますけども、現実にはちょっと難しいものがあると思います。今一度、この組織の中でこういった指導者に関してのやり方というかあり方をもうちょっとまた検討されるように、また今後指導していただければというふうに思います。

それに学校生活のトラブル等に関してですけども、これにおいても本当に、特に学校の先生方の立場が一番絡んでくるのかなど。先にも宮下議員がちらっと職員に対しておっしゃっておられましたけれども、本当に先生方も常に熱い気持ちで、情熱を持って教えて、生徒に対して接しておられると思います。が、より一層、本当に勉強においてでも時間

外においても本当に情熱のある先生、25年4月開校ですけども、やっぱり来年から1年かけて、本当にスムーズな、何事も対応できるような経験のある、情熱のある先生が私的にはいいと思いますので、またそういったところをまた参考にして来年度、教育長が採用するのかちょっと私は知りませんが、そういった教員をまた求めたいと思いますので、是非よろしく願いいたします。

2点目ですけども、雪対策についてお尋ねします。

ここ最近、毎年、冬になれば雪が降るんですけども、ドサッと降って雪すかしする間にまた雪が降るといった状況がここ数年続いておられるかと思っています。そういった面で、除雪体制についてですけども、ある程度優先順位などがあるかと思っています。そういった中で、確認の上で、どういった優先順位で除雪するのか。また、どういう路線まで除雪をするのかというようなところを回答願いたいと思います。

また、特に全国的にそうですけども、高齢者の割合が増えてきていると思います。この中能登町におかれましても大体、高齢者独り暮らし、高齢者夫婦のお家もあります。そういった面で、そういう人たちが一番心配、気にかかるのは緊急車輛、特に救急車など、何かあった時に来てくれるのかどうか。そんな時に除雪してなかったらやっぱり近くまで来られないとか、そういったことが心配になっていると思います。そんなところで、そういった高齢者だけの住まいの除雪に関して何か町としてやっていくことがありましたら、また説明願いたいと思います。

また、小学校の、小学校でなくても子供たちの通学時、登下校時におかれましても、朝方降って除雪はされていると思いますけども、歩道の除雪というものになってくるとなかなかスムーズにいかないというのが状況だと思います。そんなところで、そういった子供

たちの安全についてでも町としてはどういふふうな感じで思っておられるのか答弁願いたいと思います。

また、私、越路地区ですけれども、越路小学校の前の方から、今、最近ここ、子供の通う流れが変わってきております。いつもの旧東往来の道にも普通どおり通っていますけれども、今大体子供の流れは二宮あおば台、徳前の方から上がってくる子供の数というのは、本当に沢山通っております。下の方からずーっと上の方が坂道になっていて、本当の学校の近くに行くとき道幅が狭く、急な坂道になっております。ある程度来ますとやっぱり急な坂道で児童がすべってかやるとか、そういったことも聞いております。また、朝、冬になりますと、送り迎えの車の車輛も若干その近辺に出入りするということで、とってもちょっと危ないなというような声も聞きます。そういった面で、そういった子供の安全を優先に私は思っているんですけども、町としては何か対応、対策などあるようでしたらまた回答願いたいと思います。

また、この2番目の、この雪道に対しての登下校の子供の安全、今ほど言いましたけども、歩道にやっぱり雪が積もっていただいても子供たちは道路の方を歩きます。そういった面で、今、中学校には反射タスキですか、ある程度モデル校として中能登町の中学校の生徒には一人一人タスキを配布されていると思いますけども、小学校においてでも今後、今でもこの時間、4時を過ぎれば本当に暗くなってきております。特に、今言うた、雪が降れば本当に道路を歩くというのは、本当に子供にすれば危ない、危ないかなというふうにも思っておりますので、そういったところで小学校にもそういった反射板といたしますか、タスキ等などの配布というのはやった方がいいのでは、安全面に関してはいいのではないのかなというふうに思いますけども、そういったところもどう考えておるか回答願

たいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 山本議員の「除雪などについて」の質問にお答えをいたします。

まず、除雪の体制についてであります。例年同様、積雪量が10cmに達したとき、または、交通に支障をきたすと判断した場合に全町一斉除雪を実施をいたします。

ただし、各地区で積雪量が異なり、交通に支障をきたすと判断をした場合は、一部の地区で除雪を実施する場合があります。

ご質問の除雪の順序であります。町の除雪計画では、町道を重点路線、一次路線、二次路線の3つに区分をしております。

まず、中能登消防署と県道を連絡する路線を重点路線として、迅速かつ優先的に除雪を行います。

次に、緊急性の高い幹線道路や主要な公共施設へのアクセス道路を一次路線とし、除雪をし、その後、二次路線の除雪を行うこととしております。

また、町道の除雪範囲につきましては、全ての人家を対象に除雪を実施をしたいと考えておりますが、幅員が狭く除雪機械ができない路線もあります。

こういった路線につきましては、町で所有をしております小型歩道除雪機を地区にお貸しをいたしますので、ご利用いただきたいと思います。

次に、歩道除雪についてであります。町では本年度、新たに7台の小型歩道除雪機を購入をいたしました。

学童、生徒の安全を確保するためにも、地域ぐるみ、集落ぐるみで歩道除雪にご協力をいただければと考えております。

次に、高齢者に対する除雪の対応であります。町では概ね、65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、身体障害者のみの世帯で、積雪があった場合は除雪が困難な方を対象とした、軽度生活援助事業を実施をいたし

ております。

除雪の内容につきましては、対象者宅の玄関前から道路に出るまでの間で、人が通れる幅を確保する範囲となっております。

利用時間は、1週間に1時間で、利用者負担は1割となっております。

なお、作業につきましては、町シルバー人材センターへ委託を行っております。

次に、越路小学校からしぎの団地へ通じる町道の整備についてであります。この町道はしぎの団地、また、二宮あおば台の子供さんが数多く通学路として利用されており、また、県道との取付け分が大変狭く、安全が確保されていないと承知をしております。

しかしながら、道路に隣接した建物があることから、所有者、また、二宮区とも相談をしながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） 今、町長から説明がありましたけれども、小型歩道除雪機は地区に貸すということで、個人には貸さないですよね。はい。

○議長（坂井幸雄議員） 高橋土木建設課長
〔高橋孝雄土木建設課長登壇〕

○高橋孝雄土木建設課長 ただ今ご質問ありました、小型の歩道除雪機、これにつきましては、町内の主な公共施設に準備してございます。ご連絡いただければ歩道、それから集落の細い道に使っていただければというふうに思っています。以上です。

申し訳ありません。個人についてはお貸しはしておりません。あくまでも集落単位ということでお願いをいたします。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 先ほどのお話の中に、反射タスキの件がありまして、平成22年度から町内の中学校で反射タスキをモデル的に使用をしています。子供たち、生徒たち、よく頑張っていて、明るい時にも登校時も下校時も

しっかりと反射タスキをかけてくれています。立派だなというようなことを思いながら見ているところです。できればやはり、小学生にも反射タスキがいいのかランドセルにぴったりと貼る方がいいのか、ランドセルを持たない場合はどれがいいのかなと思うんですけれども、是非、そういうものを検討して小学生も、中学生のお兄さん、お姉さんが頑張っているんだから、小学生もきっとそういうことを決めればつけてくれるんだろうなというように思います。安全面からも、是非、検討をさせていただきたいというように思います。

○議長（坂井幸雄議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） 是非、子供たちの安全のために、そういったタスキ等、また除雪等、スムーズにしていいただければというふうに思います。それで、ここで質問を終わりたいと思います。

◎散 会

○議長（坂井幸雄議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、一般質問を終結します。

15日は休会とし、16日の午後3時から本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後3時25分 散会

平成23年12月16日（金曜日）

○出席議員（13名）

1番	山本孝司	議員	9番	上見健一	議員
2番	笹川広美	議員	10番	若狭明彦	議員
3番	南昭榮	議員	11番	岩井礼二	議員
4番	諏訪良一	議員	12番	坂井幸雄	議員
5番	宮下為幸	議員	13番	田中治夫	議員
6番	亀野富二夫	議員	14番	作間七郎	議員
8番	古玉栄治	議員			

○説明のため出席した者

町長	杉本栄蔵	税務課長	吉田外喜夫
副町長	小山茂則	土木建設課長	高橋孝雄
教育長	池島憲雄	上下水道課長	大森一義
参事兼総務課長	永源勝	保健環境課長	西浦順
参事兼農林課長	大村義一	会計課長	八尾登喜夫
参事兼住民福祉課長	谷敏則	教育文化課長	堀内浩一
企画課長	広瀬康雄	生涯学習課長	平岡保
情報推進課長	澤伸一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 橋本 教示

書記 土屋 哲雄

〃 島元 奈緒美

○議事日程（第3号）

平成23年12月16日 午後3時開議

日程第1 決算審査特別委員会委員長報告

日程第2 総務建設常任委員会委員長報告

日程第3 教育民生常任委員会委員長報告

日程第4 討論・採決

認定第1号 平成22年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成22年度中能登町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成22年度中能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成22年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成22年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成22年度中能登町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成22年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成22年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成22年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 中能登町生活安全条例の一部を改正する条例について

議案第69号 平成23年度中能登町一般会計補正予算

議案第70号 平成23年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第71号 平成23年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第72号 平成23年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

- 議案第73号 石川縣市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議案第74号 石川県町村議会議員公務災害補償組合規約の変更について
- 請願第8号 円高・デフレを克服する経済対策を求める請願
- 請願第9号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める請願
- 請願第10号 災害時などにおける妊婦と胎児に対する支援の充実を求める請願
- 請願第11号 円高から中小企業を守る対策を求める意見書提出の請願書
- 請願第12号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書提出の請願書
- 請願第13号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書提出の請願書
- 請願第14号 視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書提出の請願書

日程第5 閉会中の継続調査

(追加日程1)

- 日程第1 発議第7号 円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)
- 日程第2 発議第8号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)
- 日程第3 発議第9号 災害時などにおける妊婦と胎児に対する支援の充実を求める意見書
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)
- 日程第4 発議第10号 円高から中小企業を守る対策を求める意見書
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)
- 日程第5 発議第11号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)
- 日程第6 発議第12号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)
- 日程第7 発議第13号 視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)

午後3時00分 開議

◎開 議

○議長（坂井幸雄議員） ご苦勞さまでございます。

ただ今の出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（坂井幸雄議員） 日程第1 決算審査特別委員会委員長報告

これより、9月定例会で付託をし、継続審査となっております付託議案、

認定第1号 平成22年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成22年度中能登町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成22年度中能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成22年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成22年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成22年度中能登町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成22年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成22年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成22年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について

以上、認定9件を議題といたします。

認定9件に関して、委員会における審査の過程及び結果について、委員長からの報告を求めます。

決算審査特別委員会副委員長 笹川広美議員

〔決算審査特別委員会副委員長（笹川広美議員）登壇〕

○決算審査特別委員会副委員長（笹川広美議員） 決算審査特別委員会の審査の結果を報告いたします。

9月定例会において、当委員会が付託を受けた平成22年度各会計決算認定9件について11月7日、8日、14日及び22日の4日間にかけて委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

なお、11月14日には、現地視察についても実施し、事業成果の確認をいたしました。

委員会では、執行部から各会計決算の内容について詳細な説明を求めた後、質疑を行い、予算執行のあり方や事業の効果、適正な決算措置がとられているかを重点に、慎重に審査を行いました。

決算認定による審査の意義は、行政効果の客観的な判断と、業務における今後の改善、反省事項の把握と活用であり、審査の結果は、今後の予算編成や行政執行において、適正かつ的確に反映されることが大変重要と考えます。

合併後、7年が経過し、中能登町では安全・安心な住み良いまちづくりを目指しており、より積極的な子育て支援を含む福祉、教育、住環境整備等の充実は、町が誇るべき行政サービスであります。

今後も、こうした住民の立場に添った施策として、行政サービスの充実に努めながらも、業務の見直しの検討や、より効果的な施設の運用と統廃合を計画的に進めるなど、改革においてもより迅速さが強く求められてきているものと思われまます。

世界的にも厳しい経済状況の中、収支のバランスのとれた健全な財政計画をもとに、中能登町に住んで良かったと言われる「まちづくり」に、更に取り組むべきものと考えます。

最後に、審査の過程で、各委員からの発言がありました指摘、意見、要望事項については、その真意を真摯に受け止め、厳しい財政状況の中ではありますが、それぞれ改善、検討、努力、創意工夫をされ、本決算審査特別委員会の結果を踏まえ、新年度の予算編成に当たられるよう要請をいたしておきます。

それでは、審査の結果につきまして、簡潔に報告をさせていただきます。

認定第1号 平成22年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成22年度中能登町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成22年度中能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成22年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成22年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成22年度中能登町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成22年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成22年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成22年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について

以上、付託認定9件につきましては、全会一致で可決認定をいたしました。

なお、ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で、決算審査特別委員会からの報告を終わります。

○議長（坂井幸雄議員） 委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 質疑はないようであります。

ここで、質疑を終結いたします。

日程第2並びに日程第3 各常任委員会委員長報告

これより、本定例会から付託をしております

議案第68号 中能登町生活安全条例の一部を改正する条例について

議案第69号 平成23年度中能登町一般会計補正予算

議案第70号 平成23年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第71号 平成23年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第72号 平成23年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第73号 石川県市町村職員退職手当組合規約の変更について

議案第74号 石川県町村議会議員公務災害補償組合の規約の改正について、変更についての議案をです。並びに、

請願第8号 円高・デフレを克服する経済対策を求める請願

請願第9号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める請願

請願第10号 災害時における妊婦と胎児に対する支援の充実を求める請願

請願第11号 円高から中小企業を守る対策を求める意見書提出の請願書

請願第12号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書提出の請願書

請願第13号 国民生活の安全と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書提出の請願書

請願第14号 視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書提出の請願書

以上、議案7件、請願7件を一括して議題といたします。

以上の案件に関して、委員会における審査の過程及び結果については、各常任委員会委員長に報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長 宮下為幸議員
総務建設常任委員会委員長 宮下為幸議員
訂正します。請願第12号、請願第13号
国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書提出の請願書を訂正してもらいます。

〔総務建設常任委員会委員長（宮下為幸議員）登壇〕

○総務建設常任委員会委員長（宮下為幸議員） 総務建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、報告をいたします。

今定例会に付託された議案6件、請願4件であり、議案6件については執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等、主なものについて申し上げます。

議案第69号 平成23年度中能登町一般会計補正予算では、総務費の森林国営保険料で、町有林の保険期間及び場所、保険対象の範囲についての質問に対し、町有林の保険料は今後5年間の更新であり、場所は石動山地内である。台風や大雪での風雪害による倒木等の被害が保険対象であるとの説明を受けました。

続いて、商工費では、企業誘致の条例に基づき、旧カミムラ工場跡地に増設する良川サイジング株式会社へ、補助金2,460万円の増額補正を行う旨の説明を受けました。

また、対象企業の現地視察を行い、工場内の設備状況を視察いたしました。

特に、同企業へは、工場排水による地域周辺の環境汚染の防止徹底を図ることとし、また、町当局には企業に対して十分な監視体制及び指導を行うように要望いたしました。

次に、土木費では、社会資本整備総合交付

金事業として、中能登中学校建設前面道路の良川地内「町道T-72号線」の工事費に5,500万円、道整備交付金事業として、中能登中学校建設地付近の8号排水路の改修に伴う「町道T-335号線」道路冠水対策の工事費に9,600万円の増額補正の説明を受けました。

また、「なかのと道の駅」にかかる造成及び外構工事費として1億5,000万円を増額し、平成26年度開業を目指すとの説明を受けました。

以上、主な質疑の概要は申し上げたとおりであります。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案6件につきましては、全会一致で可決いたしました。

また、請願4件についても、いずれも全会一致で採択といたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、総務建設常任委員会での報告を終わります。

○議長（坂井幸雄議員） 次に、教育民生常任委員会委員長 岩井礼二議員

〔教育民生常任委員会委員長（岩井礼二議員）登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（岩井礼二議員） 教育民生常任委員会における、審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会で付託されました案件は、議案2件、請願3件であり、議案2件については執行部から説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等、主なものについて申し上げます。

議案第69号 平成23年度中能登町一般会計補正予算では、老人福祉事務事業について、新規事業である「傾聴ボランティア」にかかる増額補正であり、モデル事業として当

町が認定され、県内では、ほか3市町が認定されているとの説明を受けました。

次に、学校教育事務局費の嘱託職員賃金について、嘱託職員の図書館司書が1名退職した後、どのように対応しているのかとの問いに、現在は、当初採用した2名で対応しているとの説明を受けました。

また、中学校管理費の補助金について、ジュニアオリンピック陸上競技大会、北信越中学校駅伝大会、全国中学校駅伝大会に出場する派遣費補助の増額であるとの説明を受けました。

以上、主な質疑の概要は申し上げたとおりであります。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案2件については、全会一致で可決、請願3件のうち2件については、全会一致で採択、請願第13号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書提出の請願については、基金継続の字句訂正について賛否両論がありましたが、賛成多数で採択いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

◎質 疑

○議長（坂井幸雄議員） 以上で、各委員会からの委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 質疑がないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

◎討論・採決

○議長（坂井幸雄議員） 日程第4 討論・採決

これより、認定第1号から認定第9号まで、認定9件についての討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

反対討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。

賛成討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

認定第1号から認定第9号まで、認定9件について採決をいたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、全会一致で原案のとおり認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、認定第1号から認定第9号まで、認定9件は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第68号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

反対の討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。

賛成討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第 68 号 中能登町生活安全条例の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本件に対する委員長報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、議案第 68 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号 平成 23 年度中能登町一般会計補正予算についての採決をいたします。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長報告のとおり、決定することに、

議案第 69 号についての討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

上見議員

〔9 番（上見健一議員）登壇〕

○9 番（上見健一議員） 私は、議案第 69 号、21 ページでありますけども、土木費の「みちの駅」の工事請負費に対して反対討論をいたします。

私は、みちの駅そのものの建設にもともと反対をしております。加えて、この議会の前に、執行部からいただいた管理運営に関する収支試算表、指定管理料、これが一応 5 年間の試算なんですけれども、1 年に 671 万 3,000 円、そのほかにまた、駅長というものをつくって、人件費として 207 万、これも 5 年間かかると。これは一応 5 年間の試算であります、6 年目からも変わらないと思います。

まず、大体、駅長なんているのかどうか。そういうお金が、まさに町税の無駄使い、今、批判されている箱物行政そのものであります。

また国においても、東日本の大震災という大変なことが起きた中で増税を考える。復旧の事業を、このような復旧の事業を見直し、増税を少なくすべきと考え、このことに反対するものであります。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

賛成の討論の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第 69 号 平成 23 年度中能登町一般会計補正予算についての採決をいたします。

お諮りいたします。

本件に対する原案のとおり、可決に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、多数であります。

よって、議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号 平成 23 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第 71 号 平成 23 年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第 72 号 平成 23 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

以上、議案 3 件について、一括して採決を、一括して討論を行います。

反対の討論の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、賛成の討論の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

採決を行います。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、議案第 70 号から議案第 72 号までの議案 3 件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 73 号 石川県市町村職員退職手当組合の規約の変更について

議案第 74 号 石川県町村議会議員公務災害補償組合規約の変更について

以上、議案 2 件について、一括して採決をいたします。

討論の方、反対討論の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

賛成の討論の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、議案第 73 号並びに議案第 74 号の議案 2 件については、原案のとおり可決されました。

続いて、請願第 8 号から請願第 14 号まで、以上、請願 7 件についての討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

反対討論の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。

賛成討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

請願第 8 号 円高・デフレを克服する経済対策を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第 8 号に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

請願第 8 号は、採択とすることに決定しました。

次に、請願第 9 号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第 9 号に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、請願第 9 号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第 10 号 災害時などにおける妊婦と胎児に対する支援の充実を求める意見

書提出の請願書を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第 10 号に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、請願第 10 号は、採択することに決定いたしました。

次に、請願第 11 号 円高から中小企業を守る対策を求める意見書提出の請願書を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第 11 号に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、請願第 11 号は、採択することに決定いたしました。

次に、請願第 12 号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書提出の請願書を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第 12 号に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、請願第 12 号は、採択することに決定いたしました。

次に、請願第 13 号 国民生活の安全と向上を図る、国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書提出の請願書

を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第 13 号に対する委員長の報告は、賛成多数で採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、多数であります。

よって、請願第 13 号は、採択することに決定しました。

次に、請願第 14 号 視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書提出の請願書を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第 14 号に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、請願第 14 号は、採択することに決定しました。

◎追加日程 1

○議長（坂井幸雄議員） お諮りいたします。

ただ今、提出者 宮下為幸議員ほか賛成者 6 名から、

発議第 7 号 円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書

発議第 8 号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

次に、提出者 岩井礼二議員ほか賛成者 5 名から、

発議第 9 号 災害時などにおける妊婦と胎児に対する支援の充実を求める意見書

提出者 宮下為幸議員ほか賛成者 6 名から、

発議第 10 号 円高から中小企業を守る対策を求める意見書

発議第 11 号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書

提出者 岩井礼二議員ほか賛成者 2 名から、

国民生活の、発議第 12 号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書

提出者 岩井礼二議員ほか賛成者 5 名から、

発議第 13 号 視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書

以上、発議 7 件が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(坂井幸雄議員) 異議なしと認めます。

よって、発議第 7 号から発議第 13 号までの、以上、発議 7 件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議事日程を配付のため、暫時休憩をいたします。

午後 3 時 40 分 休憩

午後 3 時 41 分 再開

○議長(坂井幸雄議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程 1 日程第 1

発議第 7 号 円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

5 番 宮下為幸議員

〔5 番(宮下為幸議員)登壇〕

○5 番 宮下為幸議員 円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書

欧州での経済危機や、米国の国債格下げ問題などを原因に円高が歴史的な水準で進行している。日本経済は円高・デフレ傾向が長期化し、東日本大震災による経済情勢の悪化も懸念されている。

しかしながら、政府は二度にわたる補正予算の編成をするも、本格的な復旧・復興につながる大規模な予算編成とは言えず、景気回復に向けた好材料とはならないものであった。

更に、電力需給の逼迫が長期化し、円高傾向も続くことになれば、企業が海外に生活拠点を移すことは明白であり、雇用・産業空洞化が進行することとなるが、これまでの政府は具体策を示すことなく、産業界に任せきりであると言わざるを得ない。

また、歴史的な水準の円高は、地域の製造業、観光業に大きな打撃を与えており、この状態を放置すると、地域経済は悪化の一途をたどることとなる。

よって、国におかれては、「日本経済全体の復興が被災地の復興につながる」との考え方の下、抜本的な円高・デフレ対策に取り組むとともに、下記の事項について、早急に実現を図るように強く要望する。

記

- 1、日本経済全体を底上げするための景気対策、防災対策のための必要な公共事業の推進などを含めた補正予算を早急に編成・執行すること。
- 2、年末に向けた中小企業の万全な資金繰りの対策の拡充など、円高の痛みを直接受ける輸出産業への痛みを緩和する施策を打ち出すこと。
- 3、外国人観光客の減少による観光業への支援対策を打ち出すこと。
- 4、地域の雇用維持・確保に活用できる臨時交付金を創設すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 23 年 12 月 16 日

石川県中能登町議会

よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第 7 号についての質疑を行います。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

発議第 7 号 円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 7 号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、発議第 7 号は、原案のとおり可決されました。

追加日程 1 日程第 2

発議第 8 号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

5 番 宮下為幸議員

○5 番 宮下為幸議員 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

今回の東日本大震災における我が国の対応は、当初「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。

世界の多数の国々は、今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処しているのである。

我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、前衛部隊の自衛隊、警察、消防などの初動態勢、例えば部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取り、救援活動に様々な支障を来し、その結果さらに被害が拡大するのである。

また、原発事故への初動対応の遅れは、事故情報の第一次発信先が国ではなく、事故を起こした東京電力当事者というところに問題がある。更に言えば、我が国の憲法は、その前文に代表されるように平時を想定した文面となっており、各国に見られるような外部の武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した「非常事態条項」が明記されていない。

平成 16 年 5 月には、その不備を補足すべく、民主、自民、公明三党が「緊急事態基本法」の制定で合意したが、今日まで置き去りにされている。昨年来、中国漁船尖閣事件、ロシア閣僚級のたび重なる北方領土の訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かせる事態が発生している。

よって、国会及び政府におかれては、「緊急事態基本法」を早急に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 23 年 12 月 16 日

石川県中能登町議会

よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第 8 号についての質疑を行います。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の方、ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

発議第8号「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第8号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第1 日程第3

発議第9号「災害時などにおける妊婦と胎児に対する支援の充実を求める意見書を議題」といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

11番 岩井礼二議員

〔11番（岩井礼二議員）登壇〕

○11番 岩井礼二議員 災害時などにおける妊婦と胎児に対する支援の充実を求める意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災とその後の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、現在も多くの人々が避難所生活を余儀なくされている。

とりわけ、妊産婦や母子にとって、このよ

うな厳しい環境下では、生活や身の回りの不自由さに加え、将来に対する不安など、生活面で、健康面でも過酷な状況に置かれている。

また、災害時はもとより平常時においても、安全かつ安心して妊娠・出産ができ、母と胎児、母と子の命が守られることは、国民誰もの願いである。

よって、国におかれては、このような観点から、下記の事項について実施されるよう強く要望する。

記

1、今回の原子力発電所事故災害により、放射能汚染への影響等、妊娠に対する不安が増すことが予想されるため、妊婦に対する心のケアを含めた相談体制の強化に取り組むこと。

2、国は、胎児被ばくを避けるとともに、不必要で不当化されない妊娠中絶を防ぐためにも、胎児と放射能について、正確でわかりやすい情報提供を行うこと。

3、原子力損害の賠償に関する法律による賠償対象に、胎内被ばくや避難等による母子の心身的被害を加えること。

4、出産育児一時金や妊婦健康費補助制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月16日

石川県中能登町議会

よろしくお願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第9号についての質疑を行います。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の方、ありませんか。

まず、反対討論から発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

発議第9号は、災害時などにおける妊婦と胎児に対する支援の充実を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第9号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、発議第9号は、原案のとおり可決されました。

追加日程1 日程第4

発議第10号 円高から中小企業を守る対策を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

5番 宮下為幸議員

○5番 宮下為幸議員 円高から中小企業を守る対策を求める意見書

欧州経済の混乱や米穀経済の低迷などを原因として、かつてないほどの円高になっています。現下の円高による経済情勢は、震災に続く新たな試練とも言える異常事態であり、政府が総力を挙げて取り組むべき喫緊の課題といえます。

このまま円高を放置すると、我が国の製造業等に深刻な影響を与え、企業の国際競争力の低下から、特に中小企業の経営悪化や雇用の喪失、さらには国内産業の空洞化が予想されます。

政府は10月、円高対策を閣議決定し、11月に成立した第3次補正予算には資金繰り支援などの中小企業対策を盛り込みましたが、円高が長期化する懸念がある中、中小企業の損失を最小限にするためにも、更なる具体策を実施すべきです。

円高から中小企業を守る対策として、政府に対し以下の項目を迅速かつ適切に講じるように強く求めます。

記

一、雇用対策及び地域雇用の創出策として、「緊急雇用創出事業臨時特例基金」、「ふるさと雇用再生基金」、「重点分野雇用創造事業基金」を積み増しし、事業を延長すること

一、円高関連倒産の大半を占めている「通過デリバティブ（金融派生商品）」被害に対し、相談体制の設備や金融ADR（裁判外紛争解決制度）の活用を促す指導等、対策を強化すること

一、負担転嫁やダンピング防止など、下請けいじめの監視・防止策を強化すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月16日

石川県中能登町議会

よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第10号についての質疑を行います。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の方、反対討論からの発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

す。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

発議第 10 号 円高から中小企業を守る対策を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 10 号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、発議第 10 号は、原案のとおり可決されました。

追加日程 1 日程第 5

発議第 11 号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

5 番 宮下為幸議員

○5 番 宮下為幸議員 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書

国の防災基本計画には、2005 年に「女性の参画・男女双方の視点」が初めて盛り込まれ、2008 年には「政策決定過程における女性の参加」が明記されました。この流れを受け、地域防災計画にも女性の参画・男女双方視点から取り入れられつつありますが、具体的な施策にまで反映されているとは必ずしも言えません。

中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が、平成 23 年 9 月 28 日にとりまとめられた報告においても、防災会議へ女性委員を積極的に登用し、これまで反映が不十分であった女性の視点を取り入れることへの配慮が盛り込まれています。

よって、政府におかれましては、防災会議に女性の視点を反映させるため、以下の項目について速やかに実施するように強く要望します。

記

1、中央防災会議に少なくとも 3 割以上の女性委員を登用すること。

2、地方防災会議へ女性委員を積極的に登用するため、都道府県知事や市区町村への長の裁量により、地方防災会議に有識者枠を設けることを可能にする防災対策基本法の改正を速やかに行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 23 年 12 月 16 日

中能登町議会

よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第 11 号についての質疑を行います。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の方、反対討論からの発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

発議第 11 号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 11 号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、発議第 11 号は、原案のとおり可決されました。

追加日程 1 日程第 6

発議第 12 号 国民生活の安心と向上を求める各種基金事業の継続を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

11 番 岩井礼二議員

○11 番 岩井礼二議員 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書

安心社会を構築するため、医療や介護の充実、子育て支援の強化などに対する各種基金制度が設けられ、地方自治体における迅速かつ柔軟な取組みに対して支援が行われてきました。しかし、こうした基金事業の多くが今年度限りで終了します。

特に、下記に掲げる基金については、多くの関係者から事業継続を求める声が上がっております。国民生活の安心と向上を図る上からも、こうした基金及び基金事業を継続するよう、政府に強く求めます。

記

一、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金

地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン、Hib ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を財政支援する基金であり、ワクチン接種について予防接種法の対象疾病に位置付ける法改正が実現するまで継続すべきである。

一、安心子ども基金、及び妊婦健康診査支援基金

保育所や放課後児童クラブなどの整備を

後押しする安心子ども基金、及び妊婦健診の負担軽減を図る妊婦健診支援基金について政府は、新たに創設する子ども・子育て新システムの中で対応するとしているが、具体的な中身が明らかになっておらず、当面は基金事業による対応が現実的であり、継続すべきである。

一、介護職員処遇改善等臨時特例基金

介護職員の賃金引上げなどを行うための基金として創設し、今年度末まで予算措置されているが、来年度以降の対応は、引き続き基金事業によるのか介護報酬によるのか、方向性がまだ見えていない。介護職員の処遇改善は極めて重要な課題であり、介護報酬で手当できない場合は、既存の基金を積み増しし、着実に賃金引上げなどに充てられるよう措置すべきである。

一、障がい者自立支援対策臨時特例基金

障がい者自立支援法の施行に伴う事業者の経過的な支援を行うため、平成 18 年度から 20 年度までの特別対策として実施し、その後、既存事業の拡充や新たな事業を盛り込み、今年度末まで延長されている。来年度以降も、新体系移行後の事業者支援やグループ等の設置補助などが必要であり、基金継続によって柔軟な支援をするべきである。

一、地域自殺者対策緊急強化基金

地域における自殺対策の強化を図るための基金として、電話相談窓口の拡充など、地方自治体における具体的な取組みに活用されており、こうした取組みを切れ目なく支援するため、継続かつ基金の積み増しが必要である。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 23 年 12 月 16 日

石川県中能登町議会

よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 趣旨説明が終わり

ました。

ここで、発議第 12 号についての質疑を行います。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の方、反対討論の発言を許します。

諏訪議員

〔4 番（諏訪良一議員）登壇〕

○4 番 諏訪良一議員 発議第 12 号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書について、反対討論を行います。

今ほどの説明のように、各種基金というのは 5 つの基金からなっております。このうちの 2 つの基金については、継続に積み増しという文言が入っております。この積み増しということについて反対するものであります。

○議長（坂井幸雄議員） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

発議第 12 号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 12 号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、多数であり

ます。

よって、発議第 12 号は、原案のとおり可決されました。

追加日程 1 日程第 7

発議第 13 号 視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

11 番 岩井礼二議員

○11 番 岩井礼二議員 視聴覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書

障がい者の平等な暮らしと社会参加の推進は、我が国において社会と地域の大きな課題となっています。情報の 8 割以上が視覚情報である現代社会において、視聴覚障がい者が安心して生活するためには情報格差をこれ以上広げない対策が求められています。

F M 放送とテレビのアナログ放送はともに V H F 帯の電波を使うため、多くの視覚障がい者が、値段が安く 1 台で両方聴ける F M ラジオでテレビを楽しんできました。

しかし本年 7 月、地上波テレビはデジタル放送へと完全移行（被災 3 県を除く）したことにより、テレビの音声を F M ラジオから聴くことができなくなってしまいました。

多機能化に伴ってテレビの操作はこれまでより複雑になっていますが、リモコンなどの操作情報の音声化の開発などはメーカー任せではなかなか進んでいません。

また、テレビ情報の平等な入手に欠かせない解説放送を増やす具体的な施策もない上、F M ラジオによるテレビ放送受信の道も絶たれてしまい、このままでは視聴覚障がい者からテレビが遠ざけられてしまいます。「平成 18 年身体障害児・者実態調査結果」によれば、情報の入手方法の第 1 位がテレビ（一般放送）であり、視聴覚障がい者の 66 % を占めています。テレビは欠かせないメディアであり、災害時においてもテレビ情報は視聴覚

障がい者にとっても不可欠です。

また、FMラジオで聴くことができるテレビ放送は視聴覚障がい者だけでなく、テレビが見られない中で作業を行う様々な職種の方々にもニーズがあり、こういった方々にとっても欠かせないものでありました。

よって、国におかれましては、下記事項を速やかに実施されますよう強く要望します。

記

- 1、携帯用ラジオに、テレビの地上デジタル放送の受信機能を付加し、従来どおりテレビ放送が聴けるようにすること。
- 2、受信機や録画機のリモコンの全ての機能が、音声ガイドを手がかりに操作できるテレビの開発を推進する施策を講じることなど、視覚障がい者の使いやすさを最大限考慮すること。
- 3、解説放送、ニュースなどのテロップ・字幕の読み上げを大幅に増やし、テレビ放送における情報バリアをなくすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月16日

石川県中能登町議会

よろしく願いいたします。

失礼しました。訂正をいたします。文章の中で視聴覚障がい者のことを視覚障がい者と申し上げましたが逆です。逆です。障がい者を視聴覚障がい者と申し上げましたが、訂正をいたします。失礼しました。

○議長（坂井幸雄議員） 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第13号についての質疑を行います。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

発議第13号 視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第13号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、発議第13号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査

○議長（坂井幸雄議員） 日程第5 閉会中の継続調査

閉会中の継続調査についてを議題といたします。

ただ今、議会運営委員会委員長及び総務建設常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長、中能登町統合中学校建設特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、議会運営委員会の閉会中の所掌の事務調査、各常任委員会、特別委員会の閉会中の所掌の事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めま

す。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（坂井幸雄議員） 以上で、本議会に付議されました議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成23年第8回中能登町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございます。

午後4時20分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 坂 井 幸 雄

署名議員 若 狭 明 彦

署名議員 岩 井 礼 二